

平成31年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 議案第 1号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 7 議案第 2号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第 3号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 9 議案第 4号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第 5号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 6号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第 7号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第 8号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第 9号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例制定について
- 第15 議案第10号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第11号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第12号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第13号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第14号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例制定について

- 第21 議案第16号 出雲崎町森林環境基金条例制定について
- 第22 議案第17号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第18号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第19号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第20号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第26 議案第21号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第27 議案第22号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第28 議案第23号 指定管理者の指定について（井鼻地区コミュニティ消防センター）
- 第29 議案第24号 指定管理者の指定について（藤巻地区コミュニティ消防センター）
- 第30 議案第25号 指定管理者の指定について（川東地区コミュニティ消防センター）
- 第31 議案第26号 指定管理者の指定について（八手地区農村環境改善センター）
- 第32 議案第27号 指定管理者の指定について（西越地区農村環境改善センター）
- 第33 議案第28号 指定管理者の指定について（出雲崎町林産物等販売所）
- 第34 議案第29号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）
- 第35 議案第30号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）
- 第36 議案第31号 平成31年度出雲崎町一般会計予算について
- 第37 議案第32号 平成31年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第38 議案第33号 平成31年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第39 議案第34号 平成31年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第40 議案第35号 平成31年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第36号 平成31年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第42 議案第37号 平成31年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第43 議案第38号 平成31年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第44 議案第39号 平成31年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第45 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	高桑佳子	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	諸橋和史	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	河野照郎
町民課長	池田則男
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉嘉昭
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
建設課参事	内藤良治
教育課参事	矢川浩之
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	佐藤理絵

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから平成31年第1回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、2月28日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、中野勝正議員及び4番、高橋速円議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第1号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第70回定期総会について報告をいたします。去る2月22日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りました報告書のとおり報告をいたします。

次に、加藤修三議員から、去る2月24日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会の2月定例会の会議結果について、お手元に配りましたとおりの報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、議会報告第3号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、6番、加藤修三議員。

○社会産業常任委員長（加藤修三） 社会産業常任委員会調査報告。当委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査といたしました事件名、産業と観光問題について、去る8月9日に続き、12月19日、大矢産業観光課長、寺尾産業観光課長補佐の出席を得て、観光施設の現況調査を行いました。調査は、天領の里、心月輪の営業状況等について現状報告と改善対策、今後の取り組みについて説明を求めました。

天領の里においては、年間来客数約11万人、売り上げは1億2,000万円とほぼ横ばいをキープし、今年度はイベントの宣伝や、ここに来なければ買えない、食べれないものを良寛牛乳や商工会と協力し、ソフトクリーム、コーヒーカステラの開発、販売、ほんだらバーガー、サザエの炊き込みご飯など、出雲崎の特産品を積極的に勧めたことで現状を維持することができ、引き続き町内関係各所と連携し、提案を出し合い、さらなる交流人口の拡大を目指し、冬期来客者確保、接客対応教育に努め、顧客満足度アップに努めるとの報告を受けた。

改善要求として、物産館と時代館の渡り廊下通路延長の見直し、時代館受付無料フロアからの冬場荒れた日本海の景観観賞スペースの有効活用や魅力ある催しで時代館、物産館の来客数を増すよう求めた。

心月輪、ブラッスリーカフェルポの平成28年度来客数は8,000人、売上額は800万円から年々来客数、売り上げ金額が減少し、営業日、営業時間も短くなった。営業条件変更については、夜間出歩かない地域性、冬期天候は荒天で客は来ないため、光熱水費、食品ロスの削減等を考慮し、縮小に至ったが、お客の満足度向上で来客数が増えるよう、お客のロコミの拡散、ウェブサイトの開設、メディア記載、クーポンの配布等実施し、冬期のカフェタイムには温かいケーキセットを提供を検

討中で、情報発信の積極的な活用でよい結果が出るよう努める。

指定管理継続については、現在継続の意思ありとの説明があった。検討策として良寛記念館の来客者やイベント情報の積極的な入手、魅力的な季節限定メニューの立案などでブラッスリーカフェルポのPRを強化し、町民や町外者が来やすい食事提供で売り上げアップ、来客数の増加を図るよう求めた。出雲崎に寄ってみたい、また寄りたい魅力のある町づくりで交流人口の拡大で町の活性化を目指す必要との結論に達しました。

以上、社会産業常任委員会閉会中の事務調査を報告いたします。以上です。

○議長（仙海直樹） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長の報告を終わります。

◎議案第1号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第1号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みによる補正並びに国の補正予算に伴う所要の補正を行っております。

まず、歳入歳出予算についてご説明をいたします。初めに、歳出予算に追加計上いたしました主なものを申し上げます。2款の総務費、1項総務管理費、7目企画費に本年度に寄附を受けたふるさと応援寄附金の積立金を追加計上いたしました。

3款の民生費では、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に、町社会福祉協議会への補助金を追加いたしました。また、2項の児童福祉費、2目児童措置費につきましては、保育実施委託料を追加いたしました。

6款の農林水産業、1項農業費では、国の第2次補正予算に伴いまして、4目農地費に県営中山間地域総合整備事業負担金を、また6目地籍調査費に追加で配分を受けた事業費をそれぞれ補正しております。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費では、国の補正予算による配分を追加いたしております。

5項の住宅費、4目住宅用地造成費では、住宅用地造成事業特別会計への繰出金を追加いたしました。

9款の消防費では、常備消防事務委託料を追加しました。

10款の教育費、4項保健体育費では、町民野球場の内野整備工事費及びナイター照明修繕工事費等を追加しております。

一方、歳入予算は、今回国の補正予算あるいはまた各事業の完了または精算見込み額に基づき補正をいたしました。これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ851万1,000円を減額し、予算総額を33億5,627万6,000円とするものであります。

2表の地方債の補正につきましては、各事業の実績見込み額に基づきまして起債限度額を変更するとともに、農業機械整備事業は起債を廃止しております。

また、第3表繰越明許費につきましては、国の補正予算により実施する事業につきまして、翌年度に繰り越して実施する繰越明許費を計上いたしております。

以上、よろしく審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算につきましてお願いいたします。歳出予算の主な事業等につきましては、補足説明資料をあわせて提出してございますので、重複する説明は省略させていただきます。

補正予算書263ページお願いいたします。2款総務費でございます。1目の一般管理費、22節に補償金として60万2,000円計上いたしました。これは、マイナンバー給与連携システムの解約に伴うものでございますが、同システムにつきましては平成28年度から5年間の長期継続契約を締結したものでございます。今年度人事給与システムの導入に当たりまして、公募型プロポーザルを実施しました結果、提案内容が最もすぐれている業者と協議し、その当該業者に決定したところでございます。価格面におきましても、解約金を加えてもこのたび決定した業者が5年間で約150万程度安い価格で契約できる見込みが立ちましたことから、この現行契約を解約するものでございます。これに伴う解約金であります。

7目の企画費でございます。8節の報償費でふるさと納税寄附金の追加をしてございます。ふるさと納税の寄附された額に対する返戻で、おおむね3割以内で返戻しておりますが、不足した関係で追加となったものでございます。今年度現段階、2月末現在では552件、2,294万2,000円のご寄附をいただいております。

それと、空き家対策協議会関係、それと公共交通関係につきましては、開催回数が増えた関係で謝礼を追加させていただきました。

続きまして、264ページをお願いいたします。4項の選挙費です。新潟県議会議員一般選挙に係るものですが、告示が3月30日となった関係で2日分の経費が必要となりましたもので、計上させていただきます。

13節の委託料につきましては、期日前投票のバーコード入力環境を整えるためにこのたび追加をさせていただきました。

265ページです。民生費になります。1目社会福祉総務費、19節の補助金で社会福祉協議会への補

助金の追加となっております。これは、町社会福祉協議会の新採用職員に伴う人件費等の増加による補助金の追加であります。

5目老人福祉費につきましては、立石ゲートボール場の廃止に伴い、トイレ等撤去する経費を計上してございます。

次、266ページをお願いいたします。2項の児童福祉費の2目児童措置費でございます。13節委託料で保育園の実施委託料の追加をそれぞれの保育園ごとに計上してございます。処遇改善費の加算等によりまして保育料、保育実施委託料が追加されたものでございます。

268ページをお願いいたします。4款衛生費です。2目予防費、11節需用費に印刷製本費の追加がございます。これ風疹予防接種に係る事業を開始されるわけでございますが、そのクーポン券等の印刷経費を今回の3月補正で計上をさせていただいております。

270ページをお願いいたします。6款農林水産業費です。次の4目の農地費の県営中山間地域総合整備事業負担金、6目地籍調査費につきましては、国の補正予算によるものであります。資料が添付されてございますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

続きまして、土木費になります。274ページです。3目道路新設改良費に係ります道路新設改良舗装工事、これも国の補正予算により割り当てが増えたものでございまして、こちらも補足資料を提出してございますので、補足資料のとおりと、お願いいたします。

次、275ページ、住宅費です。4目の住宅用地造成費に繰出金の追加がございます。これは、住宅特会の土地売り払い収入の減に伴いまして一般会計から追加をするものであります。

9款消防費です。常備消防費の委託料を追加してございます。これは、柏崎市に常備消防事務を委託しているものでございますが、常備消防の事務委託料につきましては、当該年度の必要経費を前年度の基準財政需要額により負担率が決定されておりますが、今年度人件費等が増加したことにより必要経費が増えたことによりまして委託料が追加となっております。

続きまして、276ページをお願いいたします。教育費です。3目教育振興費、28節の繰出金の追加がございます。奨学金返還支援事業に係る助成金につきましては、貸与基金に繰り出すものでございまして、町の奨学金の借り入れが同支援事業の助成を受ける場合、返還額を助成金額と相殺するために繰り出しております。これは1人分でございます。

278ページをお願いいたします。2目の公民館費、12節役務費に中央公民館の側溝清掃料を計上させていただきました。春前に側溝を清掃したいというものでございます。

それと、279ページです。体育施設ということで町民野球場の内野の整備、それとナイター照明修繕工事を行います。これ町長説明のとおりとなっております。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。ページは、255ページになります。地方交付税を追加させていただきました。これは、地方交付税の普通分の追加となります。地方交付税普通分につきましては、交付決定時に調整率を乗じて減額、総額が足りない場合は調整率を減じて減額されるこ

とになっておりますが、このたび国の補正予算がつきまして、追加交付されたものでございます。

13節の分担金、負担金から15款の国庫支出金、16款の県支出金は交付決定または事業執行に伴う実績額並びにこのたびの国の補正予算に伴い、所要の補正をしております。

それと、260ページをお願いいたします。2項財産売払収入で、土地の売り払い収入を追加いたしました。これは、国道352号線、松本地内の土地を新潟県の国道用地として売却したものでございます。

18款寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附金を追加をさせていただいております。

261ページをお願いいたします。5目雑入です。市町村振興宝くじ市町村交付金、それと市町村振興協会基金交付金、これはいずれも宝くじの販売益を原資とした交付金を交付を受けているもので、主に福祉事業等に充てられております。

262ページ、町債関係でございます。これは、各事業の執行状況によりまして所要の補正をさせていただきました。

続きまして、第2表地方債の補正についてお願いいたします。ページは250ページになります。こちらは地方債の変更でございますが、これは事業実施に伴いまして限度額を補正をしております。

251ページの廃止事業ですが、これは農業機械整備事業ということで、立石生産組合の田植機の購入費の補助金を当初起債を充てたいということで予算を編成したところでございますが、法人格がない団体への補助金交付に対する起債は起債の同意基準に当たらないというふうなことでこのたび起債を廃止したものであります。

それと、繰越明許費をお願いいたします。252ページになります。3表の繰越明許費です。この上の3事業、県営中山間地域総合整備事業、それと地籍調査事業、町道新設改良事業につきましては、国の補正予算によりこのたび配分を受けたものでございますが、年度内の完了ができないということで、今回繰越明許費の予算を議決をいただくというものでございます。

それと、土木費の住宅無敵化補強事業補助金交付事業でございますが、これは交付決定後同事業が遅延したということで、同じく年度内完了が難しいというふうなことで繰越明許費の議決をお願いするものでございます。

補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ページは278ページ、社会教育費の中で、目は公民館費の中で、公民館側溝清掃費というので42万3,000円あるんですが、この側溝の清掃エリアというのはどの辺なのかと、どういうエリアなのかどうかということと、考え方でいけば42万はちょっと俺高いなと思っているんだけど、これ例えば業者的なところでやったのか、例えばそういうネットワーク的なところでやって

いるのかということをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、清掃の場所、範囲でございます。町道上中条米田中山線、中山の入り口から野球場のバックネット裏の間、約360mほどになります。この間のいわゆる側溝の中の土砂を撤去するというものです。一部山を担いでいるので、土砂が当然側溝の上にもかかっている部分も撤去しながら、一度全部側溝のふたを外して中をきれいにするということで4月のシーズン前にきれいにしたいというものでございます。

それから、業者についてはふたを持ち上げるという作業ありますので、地元の土建業者さんをお願いをする予定で今考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 土砂の、あそこを見ると大体木の葉っぱとか、そういうのかなというイメージだったんで、土砂だと立米幾らで出しているのかということと、業者のほうに仕事出さなけりゃいけないというのあるんですけども、もう少しほかの方法も、次回からですけど、考慮していただけるような形があってもいいかなと思うんです。それには要するに側溝のふたを上げる、こういう軸とか、そういうのは当然どこかにあると思うし、借りれると思いますので、そういうやってくるところあれば今後はそういうふうにしていただければというふうに思っていますので、次回の検討課題ということでお願いしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ページが265ページ、ゲートボール場の撤去という中でトイレの撤去ということで、これ18万1,000円かかる。簡易トイレだと僕はイメージあるんですが、あれをとるだけで18万もかかるのかなということをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 立石ゲートボール場につきましては、現在くみ取り式のトイレが1つ、それからすぐそばに水飲み場が1つあります。今回それらの解体撤去費用を見込んでおりますので、金額にしまして18万円ほどかかることになっております。当然処分の金額まで、費用まで見込んでおりますので、このような見積もりになっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ゲートボール場のトイレなんですけど、あれ意外と高齢で田んぼ、畑なんかしている人は物置に利用する人も多いんです。肥料を入れたり、くわ入れたり。だから、ただ単に捨てるんじゃなくて、そういう何かの方法もあってもいいかなというのが一つあるんです。水道の部

分についてはお金当然かかりますから、これはもう十二分に理解しているんですけども、これをただ単に撤去費用ということで無造作にするのであれば、もしそういう町の人が有効に活用する部分があるかというふうに僕は思うんですが、その辺も考慮していただけるとすごく使う人も便利だしというふうに思います。なぜなら私も1つ家の田んぼのところもらってあるのがあるんです。個人の人が壊すということで。そういう中に肥料を入れたりとか何かはできるかなと、備品を入れたりとかいうふうに思うんです。それはちょっと考えてみていただきたいと思います。これも答弁要りません。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 3点ほどお聞かせください。

まず、263ページ、今ほど総務課長から説明がありました一般管理費の中の補償補填及び賠償金で60万2,000円上がっていますが、今ほど聞くとおるところによれば、平成28年度から5年契約だったと。ということは、今28年、29年、30年、それが今なぜこれ制度が切りかわったのか。どういうことなのか。そしてまた、その制度が変わったためにシステムの入れかえが必要になったというふうに私は理解しますが、そのときなぜ同じ業者のものが採用できなかった、しなかったのかという、そういうプロポーザルということですから、いろいろなことを検討されたのですが、その辺のことちょっと教えてください。

それから、2点目です。266ページ、児童福祉費の中で児童措置費です。出雲崎保育園と小木之城保育園に100万と120万追加するものですが、児童数を見ると、出雲崎保育園のほうが若干ですが、人数が多いと私は思います。それなのに、委託料の追加が100万と120万というふうに逆に小木之城保育園のほうが多いということは未満児等々の割合が違うのか、あるいは当初予算で余計に出雲崎保育園のほうに盛ってあったのかどうなのか、このことを教えていただきたいと思います。

それから、3点目でございます。277ページ、小学校費の中で通学バスの委託料が減になっておりますが、代行業務委託料と、それから運行業務委託料、バスの違いでございますけれども、結構な減になっているんですが、これは何でこうなったのか。年度当初学校側といろいろ打ち合わせして、何回とか、どこへどういうふうにするというのはいまもうあらかじめ決められているというか、わかっていると思うんですが、200万も減するほど何か事業の減があったのか、あるいは距離が減ったのか、あるいは使わずに歩いたのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 第1点目のマイナンバー給与連携システムの件についてお答えいたします。263ページになります。

このたび今年度人事給与システムのプロポーザルを行いました主な理由は、新年度から会計年度

任用職員制度というものが新たに始まることとなります。それに伴いまして、現在手書きでやっているものではそれに適切に対応ができないということで今年度新たなシステムを導入する公開型のプロポーザルをさせていただきました。公開プロポーザル実施に当たりまして、現在契約をしている、これは金融系の業者なんです、にも当然公開ですので、ご案内をしたんですが、残念ながらそこからの見積もり段階ではかなり経費が高くて、プロポーザルの場合は経費と内容もかかるので、ぜひご参加をということでございましたが、実際に今後対応する自治法上のノウハウを余り持ち合わせていないというふうなことでご辞退をされました。それらを踏まえまして、最優秀業者のほうの業務内容と経費等を勘案したところ、先ほど説明したように、解約においても経費的に安い、なおかつ内容につきましては私どもが求めている同等の内容が得られるというふうなことでこのたび契約を解約し新たな業者と契約することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉嘉昭） 2点目の保育料の委託料の関係でございます。出雲崎保育園と小木之城保育園のほうの金額の差ということでございますけれども、当初見込んでいた金額のほうは、出雲崎保育園のほうは今ほどの100万円というようなことで、小木保のほうは人数が少ないけれども、上がっているということでございますけれども、やはり見込み額のほうで小木之城保育園のほうは若干低く人数のほうで見積もっておったものですから、その点で人数的な部分はございますけれども、100万円と120万円の差というものが出たということでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 通学バスの関係でございます。まず、運転代行の25万ほどの減です。こちらについては委託ではなく、町のさわやか号の町所有のバスに係るものでございます。業務的には2種類ございまして、通常の登下校、それから小学校における、いわゆる特別活動における課外授業等で使用するものでございます。登下校のほうについてはほぼ予算どおりということですが、当初の特別活動については見込みの回数ということで計上しておったところを実績が少し下回ったということでの減額となっております。

それから、通学バスの運行のほうです。こちら越後交通のほうに委託しておるものでございます。今年度出雲崎車庫がなくなったということで、新しくコースを3コースから2コースに切りかえたということで、当初想定としては下校を2便を全ての日数、月曜日から金曜日までを見込んでおりました。実質的には一斉下校という曜日もありまして、1便で済むときもあるので、その分が減額ということになったものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） ありがとうございます。

まず、1点目のマイナンバーのところですけども、こういう制度設計が変わるときには国、県からの補助金が入ってくるというふうに私は思うんですけども、今回全部一般財源で賄うということですが、これはそういう制度が変わったのに、国、県から助成金、補助金はないということなんでしょうか、1点お聞かせ願います。

それから、2点目、出雲崎保育園と小木之城保育園のこの違いですが、了解いたしました。ただ、1つ教えてください。今当初予算が出ていますけども、当初予算の段階でもこれまた盛られていますよね。そのときに出雲崎保育園の入園者数、小木之城保育園の入園者数、今まだ確定していないと思うんですけども、これはどのようにあん分するといいますか、今出雲崎保育園に通っておられる方はわかるでしょうけど、これから卒園していく方と、入園していく方の差、おそれはどういうふうに勘案し、また見て予算を立てておられるのか、それを1点お聞かせください。

それから、3点目ですが、2番目の通学バス運行業務のほうは通学バスの運行が1回で済んだということでこれだけの金額減ったということは了解いたしました。ただ、不思議なのは代行業務委託料が25万円減になっていますね。これはいろいろな部活で、例えば中越大会に行ったり、県大会に行ったり、あるいはどこかと練習試合したりするためにマイクロバス等々動かすための費用と思いますが、何回見込んでいて、それがどれぐらい見込みから見て減ったのか、当然例年よりも成績よく上の大会に行ってもらいたいというのは、これ願いでございますが、そのためにこの予算をとってあるんでしょうが、あるいは小学校でもいろいろなところに見学あるいは研修等々で行くときに使うと思ってとられたんでしょうが、大体の見込みから見て何回分がこれ減ったんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） まず、最初のご質問でございます。今回のこれは解約金ということなんです、解約金につきましては一般的に特定財源というのは当たらないものになります。このたび導入されます会計年度職員等の補助金の考え方でございますが、これはいわゆる町で雇用している臨時の職員の方をそういった会計年度職員に任用するということで、一般的に役場の人件費につきましては補助金制度というものはございません。それをどのような形で処理するかというのは当該自治体の判断によるというふうなことで、現段階では国のほうから補助金制度というものは示されておりません。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉嘉昭） 保育園の新年度の見込みの人数ということでございますけれども、保育園につきましては申し込みのほう既に終わっておりまして、その申し込みの人数をもとに積算をさせていただいております。新年度のほうになりますけれども、出雲崎保育園につきましては申し込み人数が52人、それプラス1名というような形のもので予算のほう計上させていただいております。

ますし、小木之城保育園につきましては申し込み人数が50人、それプラス1名予備を見まして51人ということで積算のほうさせていただいております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 代行運転業務の回数の件でございます。小学校のほうの子供たちということなので、いわゆる先ほど申しました校外活動でいわゆる新潟、長岡方面、あとスカイヤーズさんの野球チームが利用するということであります。中学校と違って県大会とか、そういった大会で使うものではなく、小学校のほうでのあくまでも特別活動という中での利用でございます。済みません、数のほうについては何回が何回になったということはちょっと承知しておりません。よろしくをお願いします。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 1点目の総務課長の今のお話理解できました。ありがとうございます。

2点目ですけれども、保育園の園児の数が今までは出雲崎保育園と小木之城保育園の割合が大分違っていたんですけれども、だんだん、だんだん拮抗してきているなというふうな感じがいたしますけれども、これ私立ですから、我々がどういうふうに言ってみようもないんで、これしようがないことかなというふうに思っています。

また、こういうふうに人数がわかるということになれば、また適切な予算措置がなされたんでしようから、ひとつよろしく願いいたします。

3点目ですけれども、通学バス、了解しました。回数のほうについては報告要りません。ただ、しっかりと事前に予算組みしていただければもう少し減額が最後の3月に来て、余り出てこないのかなというふうに思いますので、もう少し厳しい精査をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 267ページの児童福祉費の19節でございます。町保育所通園バス運行事業補助金106万円の減ということですが、大体これ2つの保育園のほうに補助金が出ていまして、たしか平成30年度が三百何万だと思んですが、それに比べて百何万というのはかなり大きいんで、何がこういう原因なのか。それと、出雲崎保育園と小木之城保育園がありますが、それぞれの減の内訳を聞かせていただきたいと思います。

あと2点ありまして、279ページ、保健体育費の18節、工事請負費の中で町民野球場の内野整備工事97万2,000円と、どういうふうな整備をされるのか。

それと、同じくナイター照明設備と70万ですが、これ電球交換なのか。電球交換だと消耗品だろうしなと思って。その辺3点よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉嘉昭） それでは、最初のご質問の町保育所通園バス運行事業費補助金減の関係でございます。これにつきましては、まず出雲崎保育園の内訳といたしまして、出雲崎保育園は18万円の減でございます、こちら運転手勤務時間の減、それと燃料費の減というものでございます。

もう一つ、小木之城保育園、こちらのほうが88万円の減ということで、こちらがちょっと大きくなってございます。これにつきましては、平成30年度の当初の予算の時期におきましては車両入れかえを行うということで70万円の補助の計上がございました。しかしながら、今年度につきましては前の車をそのまま使ったということになりまして、その車両入れかえ分の70万円が減となるというようなところでございます。

そのほかにつきましては、同じく運転手の勤務時間の減、燃料費の減というものが主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず初めの野球場内野整備の関係でございます。工事内容につきましては、これ大体1年置きに内野の整備ということで、不陸、砂の流出だったりしておる関係で、グラウンドのコンディションが荒れているということで、まず目的としては行うものでございます。

工事の内容につきましては、まず黒土の搬入を行います。それが大体事業費の約3分の1となっております。それから、それに対する敷きならし、締め固め、転圧、当然締め固めをするだけではなくて、上にカルシウムをまいて固まるような形でやるものも含まれております。さらにはピッチャーマウンド、それからブルペンのほうの整備もあわせて行うということでこちらの金額となっております。

それからもう一つ、ナイター照明の関係です。これ平成3年にできた施設なんですけど、近年といいますか、ぽつぽつと球が切れ始めまして、いわゆる電球もしくは安定器が寿命に近づいているということで、6棟ほど今球切れを起こしています。原因については球が切れているもの、安定器が壊れているもの、いずれもあるんですけども、今回はセットでかえるということで今予定しております。単なる修繕というわけにはいかない、工事費が70万円ほどになりますので、ある程度の金額になりますと、町のほうとしましては工事の中で請負としてやっているというのが通例ですんで、工事請負費のほうで計上させていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

それで、通園バスなんですけど、最終的に出雲崎保育園のバスの補助金、小木之城保育園のバスの

補助金、まだ1カ月ありますから、確定じゃないです。見通しとして1年間それぞれ幾らくらいになりますでしょうか。

○議長（仙海直樹） こども未来室長。

○こども未来室長（金泉嘉昭） こちらのバスの関係等になりますけれども、出雲崎保育園におきましては最終的に見込みでございますけれども、おおよそで見込みといたしまして大体180万円ほどの経費になる見込みでございます。

それと、小木之城保育園につきましては、こちらのほうでおおよそ150万ほどの補助ということになる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 266ページ、9目20節なんですけれども、ここに240万ほど載っております、町紙おむつ等の支給減ということと、町高齢者福祉タクシーの利用料、これに対して今まで数字が結構大きいもんですから、紙おむつの支給者の当初予定していたよりも相当人数的に落ちているのかどうかということ、またタクシーの利用助成ということで、来年はデマンドができるわけなんですけれども、方向性として長岡までのバスに利用できるということなんですけれども、ここでも100万ほど落ちております。それに対して今までお聞きした中62%くらいの利用率だという話であるんですけども、もっと使いたいという人と利用しないという人が両方あると思うんですけども、今後の対策なども含めて人数的なものもちょっとお聞かせ願いたいものと、もう一つ270ページ、第6款3目、いろいろ13節、19節あるんですけども、いろいろなもの減額されております助成金、例えばちょっと気になるのは環境保全型農業直接払交付金減というので237万8,000円ということで、いろいろあります。青年農業者、これ150万だすけ、1人がもう要らなくなったのかなというような感じがするんですけども、そこらのことを少し教えていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） まず、町紙おむつ等の支給事業の減額についてです。当初予算の段階では90人が年間を通して上限額月額6,000円ですので、その金額で648万の予算計上をしております。4月当初の利用スタートが86人でした。その後当然新規が22人、それから死亡、施設入所等によりまして26人が減額をしております、2月末では82人の方が利用をされているということで、人数的にはそんなに当初の見込みより大差はないんですが、その出入り等によりまして予算決算見込みとしまして減額をしております。

それから、町高齢者福祉タクシーの利用料の件についてです。これにつきましては、2月の全員協議会でも若干ご説明させていただいておりますが、まず今現在の利用状況といたしますか、交付状況なんです、交付している方は434人に交付をしております。実際の決算の見込みというのは4月

に入らないとある程度確定しないものですので、今現在の利用状況を見込みまして100万円の減額をしております。

今後の対応につきましては、全員協議会でも説明をしておりますが、新年度からバス券を使えるようにすること、それから年齢のほうを65歳以上に拡充したこともありますので、とりあえずは31年度の実績を見ながら次の対応を検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） まず、青年就農支援事業補助金150万円の減ですけども、今現在給付している方が所得が増加をしまして、給付の要件を外れたということで、お一人減ということで150万円の減になっております。

それから、環境保全型農業直接支払交付金ですけども、当初70ヘクタールで計画をしておりましたけども、実際に取り組んだ面積が18ヘクタールということで、いろいろニュースとかで言われていますギャップというふうなところで、ギャップ、グッド・アグリカルチャー・プラクティスですかね。その関係で要件がちょっと厳しくなったということで取り組む方が減ったということで、こういう形の減になったんだということです。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 高齢者タクシーの件についてはおおむね了解いたしました。今後利用したいという人の物の考え方、また65歳ということで年齢は下がるんですけども、利用率が上がるのかなというような懸念もしておりますので、十分にお考えの上やってもらいたいと思います。

それに、今ほどの青年就農支援事業ということなんですけども、要件を満たさない、これは所得が上がったということで、逆に考えれば非常に喜ばしいことで、支援をしなくてもよくなったというような考え方を捉えておりますので、非常によかった、また頑張ってもらいたいと、こういうふうに思っております。

環境保全型農業に関しては、ちょっと私も少しは知識あるんですけども、なかなか70ヘクタールの予定が18という厳しさはあるんですけども、要件を満たすようにまた努力してもらいたいと。答弁はいいです。よろしく願いします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 273ページ、商工費なんですけれども、陽だまり館の管理費の指定管理料の減額、これはどういう理由によるものかと、指定管理料ですので、教えていただきたいと思えます。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 陽だまり館の指定管理料につきましては、通常の運営の分を当初契約

をしておりまして、夜間の使用があった場合には、その都度夜間の使用に対応する人件費をお支払いしているということで、夜間の分の利用を見ていた分が、夜間の利用料が使用が少なかったということで、その分の追加を予定していた分が減ったということです。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） きれいな数字なので、あれなんですけれども、そうすると同じように妻入り会館のほうもそういう形で指定管理料をやっておられるのでしょうか。今度教育課になられると思うんですが、お願いします。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 妻入り会館については、ちょっと夜間という部分での指定管理料の算定を別にはしておりません。1カ月、ちょっと金額は今定かに覚えていませんが、幾らということで12カ月分プラス事務費、それから消耗品という関係で年間243万円ほどを支給しております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 陽だまりと妻入りはよく比較して言われるものなんですけれども、指定管理料にいたしましてもかなりの金額差がありますし、夜間の管理料の支払いに関しても差があるということなので、こういう町の同じ施設に関してはちょっとそこら辺のすり合わせが必要なのかなと思っております。以前から言われていることですが、答弁は結構ですが、これからそのようにお考えいただければと思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午前10時30分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第2号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第2号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第2号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込み額に基づきまして、2款の保険給付費及び4款の保健事業費を減額しております。

歳入予算では、決算見込みに基づきまして、1款の国民健康保険税、6款の県支出金を減額した一方、10款の諸収入を増額しました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ2,408万5,000円を減額し、予算総額を5億8,028万8,000円とするものでございます。

なお、本補正予算につきましては、去る2月25日に開催いたしました町の国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいているところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の293ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、療養給付費、高額療養費ともに減額しており、決算見込みとしましては平成29年度とほぼ同額の3億8,000万円程度に

なる見込みです。

なお、国保特会の状況につきましては議会資料の77ページ以降でございますので、ご参考にして
ください。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第3号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第
4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第3号、介護特会補正予算につきましてご説明を
申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込み額に基づきまして、1款の総務費を減額した一方、4款の地域支援事業費を増額いたしました。

一方、歳入予算では、1款の保険料と3款国庫支出金、5款の県支出金及び9款の諸収入を歳入見込みに基づき増額した一方、4款の支払基金交付金、7款の繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ48万3,000円を減額し、予算総額を6億8,015万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の306ページをお願いいたします。1款総務費では認定調査件数の減によりまして、調査関係経費を減額しております。

また、2款保険給付費では本年度から第7期介護保健事業計画がスタートいたしましたが、居宅介護サービス給付費は利用者数の減少により、当初見込んでいた給付費よりも減額いたしました。

一方、介護予防サービス給付費は利用者数の増加により当初の見込み額より増額いたしました。

これらの状況を踏まえまして、このたび所要の補正をさせていただきました。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 306と307にまたがりますが、在宅介護サービス、これの減ということと、あと今度は予防介護の追加というふうになっているんですから、人数のほうはどのようになっていますか。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） まず、介護サービス給付費の全体の当初の見込みといたしまして、当初は296人を見込んでおりましたが、2月末現在での要介護者数は274人ということで見込みよりも22人ほど減っております。そのうちの実際に居宅介護サービス給付費を利用されている人のちょっと人数は今把握しておりませんが、全体的に要介護者の人数が減っているということです。

それから、介護予防サービス給付費のほうですが、当初の見込みが29人全体で見込んでおりましたが、2月末現在では要支援者数の人数が56人ということで27人増になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） そうしますと、今後の31年度の方向性からいきますと、介護予防に重点を置く

というような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） どちらに重点を置くことはなくて、それぞれのサービスで法に基づいたサービスを提供するだけでありますので、人数は全然違っておりますので、金額がその分全く予算額も違っておるといような状況であります。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 305ページ、9款2目の第三者納付金ということで、第三者損害賠償金追加ということなんですけれども、これが107万3,000円という数字が載っておるんですけども、何のための賠償なのか、どういう金額かちょっとお聞かせ願いたいと。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 第三者損害賠償金につきましては、国保会計の補正予算にも計上しておりましたが、被保険者の方が第三者から交通事故等によりまして損害を受けた場合に一時的に介護保険のほうで支払いをしておりますので、その分を賠償金として歳入で受けているものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第4号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第4号、後期高齢者特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、今年度の決算見込みに基づきまして、歳入予算につきましては後期高齢者医療保険料を、歳出予算につきましては広域連合納付金を増額しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、予算総額を6,080万1,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第5号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

平成30年度の簡水特会におきましては、神条の配水池からの管路布設替工事及び松本ひがし団地内の管路布設工事を実施しております。

このたびの補正予算は、軽自動車購入費の追加、また年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額772万8,000円を減額し、予算総額を1億7,455万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、322ページをご覧ください。1款1項1目27節公課費の消費税は、今年度135万円を納税し、残りを減額いたします。

2款の維持管理費、11節需用費では漏水修理費が不足ぎみでありますので、修繕料を追加いたしました。

18節備品購入費の追加であります。これは、2月の19日に職員が水道業務で乗用車を運転中にハンドル操作を誤り、松本地内、国道352号線の歩車道境界ブロックをまたいで走行し、車両を破損させる事故がございました。この車両の修理費は55万円程度であります。平成19年式、走行10万4,000キロでありましたので、入れかえを検討したところ、教育課でリースしている車両が3月でリース期間を終了するというものでありますので、この車を購入する予算を追加いたしました。

自損事故の職員につきましては、十分反省しておりますし、今後の安全運転に気をつけるよう注意しております。

323ページをお願いいたします。15節工事請負費の減額につきましては、神条地区配水管布設がえと松本ひがし団地管路工事の精算によるものです。

戻りまして、歳入、321ページをご覧ください。5款繰入金、運営準備基金繰入金の減額であります。稲川地内の配水管布設替工事の財源として予算組みしたものでありますが、基金繰り入れではなく、歳出予算の基金積立金を減額することで調整させていただくものでございます。

続いて、7款の雑入です。県補償工事費分の追加につきましては、県の補償基準が見直され、塩ビ管の耐用年数が35年から60年に延びたことにより、既存の水道管に残価価値が出たことによる追加です。公有自動車損害保険料は、先ほどの備品、車両購入の財源といたします。

また、8款、町債の減額は管路布設工事の減額に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ページは、322ページの水道管理費の節の12、役務費の中で廃車処理料というのが、9,000円なんですけど、これかかっているんですけども、僕らなんかよく車はスクラップにすると、スクラップ屋に持っていくとお金もらえるんですけども、これはもう出すという形だけなんですよね。この辺は、通常な業者に頼んで通常な処理すればそういう形になると思うんですけども、引き取りまでしてもらってもらえることもあるし、タイヤでゼロになることもあるんですけど、その辺はどうですか。小さいお金で申しわけないんですけども、ちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 事故当時、当初修理を行うつもりで、会社名申し上げますと竹内自動車さんに持ち込みをいたしました。修理費用、計算いたしますと、先ほど55万円ということを申しあげましたけども、直したとしても価値が出ないということでありまして、これはもう価値がない車だということで報告はいただいております。ただし、金属の塊が残りますので、その費用はいただきますということで見積もりをいただいておりますし、これも車両については廃棄処分ということをさせていただきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ちょっと内容がかみ合わない答弁があったんですけども、もう少しその辺研究してもらって、ただで、要するに僕らもそうなんです。スクラップの車これもそうやって、今はどうかな、ほんの数年前までは引き取りまでしてもらって、バックのお金が入ったという形があるんですけども、今後についてはそういう形の中でトータル的にもっと見た上で要らないお金は出さないというふうな形で進めていってもらうような形をとっていただきたいと思いますので、これも要望ということで答弁要りませんので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

1 番、小黒議員。

○1 番（小黒博泰） 322ページの2 款の1 目16 節の原材料費で水道メーター減とありますけれども、水道メーター、料金もらうんで、耐用年数というか、何年に1 度交換という中でもって交換する数が減ってこれだけの減なのか、それともこれは在庫数じゃないですけど、あれする減なのか、ちょっと教えてください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 水道メーターでございます。水道メーターにつきましては、メーター交換をする際年数が過ぎたものは再度リサイクル、修理に出して行って、再度納品いたしましたものを取りつけさせていただいているものでございます。団地用で若干多く見込みましたが、ちょっとその辺まだいいんじゃないかと、もうちょっと待とうよということになりましたので、新規購入分はちょっと減額させていただきました。その分でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5 号は、会議規則第39 条第3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第5 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6 号 平成3 0 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3 号）について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第6号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

平成30年度の農排特会では、松本ひがし団地の管路布設工事、施設の維持管理を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えた各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額を124万円を減額し、予算総額を1億2,288万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、330ページをご覧ください。2款1項1目15節工事請負費は、工事費の精算による減額でございます。

2款の集落排水施設費、松本地区では松本ひがし団地の下水道管路工事費の精算により委託料と工事費を減額しております。

3款公債費は、財源更正になります。

戻りまして、歳入、329ページをお願いいたします。歳出の減額に伴いまして、繰入金、町債を減額しております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第7号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

平成30年度の下水道特会では、久田浄化センターの長寿命化対策を行ってまいりまして、水処理機械設備のオーバーホールを実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額174万3,000円を減額いたしまして、予算総額を1億5,906万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、338ページをご覧ください。2款1項1目維持管理費の12節は、マンホールポンプ場の清掃作業、13節長寿命化対策工事に係る設計委託料、15節長寿命化対策工事、それぞれ事業費精算による減額でございます。

3款公債費は財源更正になります。

戻りまして、歳入、337ページでございます。3款国庫支出金、7款の町債は歳出の減額に伴うものでございます。

なお、下水道会計を含む町の汚水処理の水洗化状況でございます。今年度は、もともと住んでお

られた方1軒の水洗化が実施されました。新築の住宅水洗化は当然でございますけれども、10戸ございました。

これらによりまして、平成30年度当初95.3%の水洗化率、これが若干向上するものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第8号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

平成30年度の宅造特会では、引き続き松本みなみ団地の分譲販売とひがし団地の造成工事を実施しております。みなみ団地の販売では、当初3区画の売り払い収入を見込みましたが、このうち1区画は平成29年度歳入として分譲されました。この1区画分を減額して新たな財源といたしまして一般会計繰入金を計上して歳出予算の計数整理を行いました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額195万2,000円を減額いたしまして、予算総額を2,285万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、345ページでございます。団地造成工事費については、精算額1,470万円となります。不要分を減額いたします。

344ページです。1款の土地売り払い収入減額は、町長の説明のとおりでございます。

2款の繰入金追加では、一般会計の説明でもございましたが、国道352号、松本工区の道路用地として一般会計へ移した土地約88平方メートル、これに係る県からの土地代金116万5,000円を含み、追加いたします。

3款繰越金追加は、数字を整理いたしましたものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 歳出のほうの345ページの団地造成工事費減の195万2,000円、これ松本ひがし団地だと思うんですが、うっかりしていましたが、今団地ができてきて、その脇を通りますと電信柱の柱になっているんです。今国からも補助金が出るというふうに聞いていますが、20区画もあるんだったら、電柱の地中化ということは考えられなかったんでしょうか。相当な金かかるとは思うんですが、今国からもそういう補助金が出て、どんどん、どんどん今そういうふうになっていくというふうに考えていますが、今回やってしまったことはもうしょうがありませんけど、そういうことを考えられたことがあるのかないのか、教えてください。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） ただいま中川議員のほうから電柱の地中化についてどうかというご質問、ご提案かと思えますけども、ございました。今回のひがし団地の段階で、申しわけありません、当初電柱の地中化ということはちょっと検討はいたしてはございません。ただ、以前からの団地、やまや団地、みなみ団地でも同様に建込の電柱で対応してございますので、同様の対応とさせていた

だきました。ただ、電柱の地中化という件、いつとき海岸部の景観保全でどうかということで建設課で検討したことはございます。ただし、国の補助金と東北電力との協議、この辺が必要となつてございますので、相当な時間を要するものでございます。松本ひがし団地、ある程度急ぎぎみという工事ではございましたので、その辺もちょっと考えさせていただきまして、電柱の地中化は今回見送らせていただいたというものでございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） もうあそこまでやっちゃってあるんで、今さらどうのこうのということは申しませんが、確かに電柱の地中化をすると何百mに少しボックスが残るとということで海岸の道路の電柱の地中化を研究したときにはどうしてもそのボックスが交通の障害になってしまうんだということで諦めたという経緯がございますけども、今こういう新しく団地造成するときにおいては、やはり最初から考えておくべきじゃなかったのかなというふうに思うんです。そしてまた、国も今それを進めようとしていますから、探せばきっと何かの補助金、助成金等々があつて、工事そのものがすごく高いものなのでしょうけども、長い目で見れば、結局安くついたらんじゃないかなというふうに私は思います。手戻りになってしまいますので、今さらそうしろとは言いませんけれども、とりあえず次にこういう大きな団地造成の計画は今のところありませんけれども、こういうものをつくるときにはやはりそれも計画段階から一考に考えておくべきではなかったのかなというふうに思っています。次がないのに今から用心するわけにもいきませんが、是非またそういうふうなことも考えながら計画を進めていただきたいというふうに思います。答弁要りません。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第9号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたび制定する条例は、適正な管理が行われていない空き家等が防災あるいは衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑みまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるものほか、空き家等の適正な管理及び活用の促進に関しまして必要な事項を定めるものであります。

この条例では、空き家等の所有者の責務、町の責務及び町民等の役割、並びに町長が行う緊急安全措置等を明文化しております。今年度策定した出雲崎町空家対策計画で示した対策の実施を促進し、地域の安全、安心の確保及び生活環境を保全することを目的とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

ご提出しました資料のほうで説明をさせていただきます。資料で81ページをお開きいただけますでしょうか。このたび提案をさせていただきました空家対策の推進に関する条例の概要をまとめたものでございます。

このたびの条例制定の背景につきましては、今ほど町長が提案説明した理由のとおりでございます。

各条文につきまして、説明をさせていただきます。

まず、3条関係です。これ情報提供をするということを明文化したものでございます。

第4条、第5条は、空き家の所有者の適正管理、町の責務について、法律では努力義務となっておりますが、本条例では義務としたものでございます。いわゆる上乗せ規定と言われるものであります。

また、第6条につきましては町民の協力につきまして、これも明文化しました。

第7条につきましては、特定空き家等の認定について、また第8条につきましては命令等に従わない場合の所有者等の公表について定めております。

第9条でございます。第9条は、住民の安全を確保するために所有者等が何ら措置を講じない場合は町長は緊急安全措置を行うことができる旨を明記したものでございます。

町の条例と法律との関係につきましては、82ページに比較表を掲載してございます。

また、特定空き家、いわゆる危険家屋と言われるものでございますが、特定空き家等の対応につきましてのフローを一番下のほうに載せてございます。この中の左から2番目の特定空き家等認定、これは条例で補足して加えているものでございます。そこから4つ目、また公表、命令の後に公表がございしますが、これも条例で補足しているものでございます。それと、行政代執行が行われるまでの間、この間については緊急安全措置を講ずることができるという旨を、これも条例で定めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第10号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第10号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、非常勤特別職の報酬の額の改正及び非常勤特別職の追加であります。

改正の内容は、学校薬剤師の報酬の額を改正するほか、新たに子ども・子育て会議委員及び地域おこし協力隊員を町の非常勤特別職として追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

この中の学校薬剤師につきましては、このたび業務の一部見直しによりまして、見直しに伴う報酬の額の改正をしたものでございます。

子ども・子育て会議の委員につきましては議案第15号の関連議案ということになります。

また、地域おこし協力隊員、これは新年度に導入する予定にしていますが、同隊員の報酬を定めたものです。

報酬の額につきましては、地域おこし協力隊を導入することにより特別交付税措置が施されますが、その額を基準として月額で定めることといたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 今ほどの改正ですけれども、学校薬剤師のところでございますけれども、今までは年額2万8,700円、職務1回につき1万と300円だったものが今回から年額15万という打ち切りといえますか、低額になるわけですが、今まで学校薬剤師というのは年間、職務1回につき1万3,000円というのどれぐらいの職務の回数をこなしていたのか教えてください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 現在行っている永滝薬局さんのほうから行っているというところでございます。大体年間で、年額については定額なんで、回数については5回、6回、総額で7万ぐらいの年間の支出をしておるものでございます。

○議長（仙海直樹） 中川議員。

○2番（中川正弘） そうすると、職務1回につき1万と300円が大体7万円ぐらいの支出であったということになると年額の2万8,700円と足しても大体10万円ですね。それを今回15万に、約5割アップするというのは何か根拠はどこにあるんですか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） このたび現在の学校薬剤師である永滝さんが今期限りで引退をしたいということで、申し出がございました。出雲崎にかわりの薬局というものがなかったので、長岡市薬剤師協会に紹介をいただいて、新しく小学校、中学校に入ってください方をご紹介いただきました。

業務については、いわゆる学校の児童生徒、先生の健康保持に必要な学校に定められた環境基準、こういったものが検査項目としてあります。そういったものを任務としておるものでございます。その中で現在検査項目の中で努力義務と言われる項目については実際はやってこなかったということが現状でございます。

今後については、長岡市のほうではそういった項目については全て行っているということでありますので、当町におきましても長岡市同様の検査項目全てを行って、学校環境の改善を図るという意味で薬剤師の手間といえますか、そういったものが増えますので、単価のところについても、長岡市の薬剤師の単価と同一としております。あわせて、現在学校医とか、耳の先生とかいらっしゃるんですけれども、それについても現在は長岡市と同額の単価で行っておるものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 同じくページ数83の資料の中で、先ほど説明があったわけですが、地域おこし協力隊員の中で交付金等で町もこのような金額でされたということなんですが、近傍においてこのような金額が大体同じなんでしょうか。例えば新潟県にも地域おこし協力隊やっているところ相当ありますよね。佐渡を初め、阿賀町等々、柏崎もそうですけども、やっているという中で当町も特別職の中の町の独自の交付金みたいな措置でやっているのか、それとも県の中の平均をとってやっているのか、その辺をもうちょっと詳しく聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 地域おこし協力隊の報酬につきましては、地域おこし隊の業務によって、市町村によって若干の差異はございますが、今国の制度で特別交付税が年額200万円という上限で設定される関係もございまして、多くの市町村では今回提案させていただきました金額とほぼ類似の金額で地域おこし協力隊員を招聘しているという事例が多く見受けられます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 議案第10号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第11号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第11号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、国家公務員及び地方公務員についても民間労働法制と同様に時間外勤務に上限規制を設ける措置が講じられることによるものであります。

改正内容は、超過勤務命令を行うことができる上限を規則において定めることとするもので、平成31年4月1日から施行することとしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

今ほど町長のとおり、働き方改革の一環として時間外勤務の上限を規制するものでございます。具体的には規則において定めることとなりますが、規則の制定に当たりましては、人事院規則に準じることとなっており、超過勤務命令の上限時間、大規模災害等の対応等における上限時間の特例、その他上限時間を超える超過勤務命令を命じる場合の措置等を定めることになっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑は総括的にとどめていただきますようよろしくお願ひいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第12号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第12号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成31年度の国民健康保険事業を運営していく財源としての保険税の賦課額に関し税率の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金分において、所得割、均等割、平等割の税率をそれぞれ引き上げるものであります。これに伴いまして、低所得者に対する軽減額もそれぞれ見直すものであります。

なお、この改正案につきましては去る2月25日の国民健康保険運営協議会で審議され、承認をいただいているものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料75ページをご覧ください。この表は、最近の税率の推移を示したものでございますけれども、ご案内のとおり、国保税につきましてはその年度分の国保事業の運営経費全体から国保税以外の収

入を見積もった上で不足する額を賦課徴収するというのが原則になっております。そこで、平成31年度におきまして国保税の賦課額に対し税率の試算を行った結果、見直しが必要になるということでございます。

こちらの表の右側、平成30年度、31年度にありますとおり、基礎課税分、いわゆる医療分については、被保険者数とか課税所得などを見込んで試算をしまして、所得割を今年度の7.9%から8.7%に、1人当たりとしての均等割を2万3,800円から2万5,300円に、1世帯当たりとしての平等割を1万8,200円から1万9,300円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、均等割と平等割に対する7割、5割、2割の低減につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

その下の後期高齢者支援金分では、所得割ですが、2.8%から3.2%に、均等割を8,400円から9,100円に、平等割を6,500円から7,100円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、軽減額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

なお、介護納付金につきましては現在の税率で賄える見込みだということで据え置くところでございます。

以上が改正の内容でございますが、この条例の新旧対照表につきましては資料の87ページ以降、改正条文につきましては議案のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ちょっと聞かせていただきたいんですが、国民健康保険につきましては、昨年からですかね、県単位になったというふうに聞いておるんですが、その辺の場合で、これ税率等はそれぞれ各町村ごとにみんな違うのか、その辺、今後また、今違っても今後どうなるのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） まず、保険料率、税率のほうですが、今現在は県が示しております標準保険料率等を参考に各市町村のほうで決めております。ただ、国の方針としましては、いずれは統一に向けて検討をしているところでございますが、今全国的に見ても統一しているところは本当のごくわずかというような状況ですので、統一にはかなりの時間がかかるものと思われまして。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 議案第12号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第13号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第13号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

本年4月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部が改正されます。災害弔慰金は、市町村条例の定めるところにより支給されることになっているため、町条例につきましても所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたびの法律及び施行令の改正によりまして、災害援護資金の貸し付け利率や保証人の運用については市町村が条例で設定できるようになりました。当町としましては、現行どおりの運用としまして貸し付け利率は3%、保証人は必ず立てていただくこととしますが、施行令の保証人に関する規定がこのたびの改正により削除されることになりましたので、所要の改正を行うものでございます。

議会資料の93ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第14号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第14号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

立石ゲートボール場は平成3年から、井鼻ゲートボール場は平成6年から、それぞれ地域の高齢者を中心に使用されてきましたが、近年利用者が減少し、最近は全く使用されていない状況が続いています。このため、地元団体の意向も踏まえまして、この際立石ゲートボール場並びに井鼻ゲートボール場を廃止するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

立石ゲートボール場は借地でございますが、地権者とは本議案が可決されましたらトイレと水飲み場を撤去した上で本年度をもって返還するという事で協議が整っております。

なお、立石ゲートボール場の工作物の撤去費用につきましては所要の額を3月補正予算に計上させていただきます。

また、井鼻ゲートボール場については、廃止後は隣接の井鼻児童遊園の広場として利用していただくことにしております。

議会資料95ページに新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、要綱により設置していた出雲崎町子ども・子育て会議を子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づきまして、条例で定めるものでございます。

目的は、本町の子ども・子育て支援施策の調査、審議を行い、出雲崎町子ども・子育て支援事業計画に反映させていくものであります。子供の健やかな成長のため、適切な子育て支援事業を総合

的かつ計画的に行うため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

条文につきまして、ご説明をさせていただきます。第1条の設置、第2条の諸事項につきましては、町長の提案理由のとおりです。

第3条の組織、第4条の委員の任期については記載のとおりで、町議会からもご理解、ご支援をお願いいたします。

第5条から第9条は、会議の運営方法等について規定をしております。要綱よりも子ども・子育て会議の目的を明確化し、厚生委員の充実を図り、ワンランクアップした子ども・子育て会議となります。

なお、条例制定後は現在の出雲崎町子ども・子育て会議設置要綱は廃止いたします。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第16号 出雲崎町森林環境基金条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第16号 出雲崎町森林環境基金条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたび森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分担し、森林を支える仕組みといたしまして、森林環境税及び森林環境贈与税が創設されることになっております。

出雲崎町に譲与される譲与税は、森林環境基金として積み立て、森林整備及び森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費に充てたいと考えております。このため基金条例制定をお願いするものであります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

条例制定につきましては、ただいまの町長の説明のとおりであります。譲与開始当初は剰余額が少ないため、単年度ごとに支出して、森林整備を実施するより基金として積み立て、まとまった金額で森林整備を実施するほうが効率的、経済的に実施できると考えております。

それから、出雲崎町の森林譲与税の関係ですけれども、対象となっている私有林、人工林面積が1,326ヘクタールで、それに対する剰余額として約150万円、それから林業就業者は出雲崎町はゼロということで対象金額はありません。あと、人口割ということで出雲崎町で与えられる金額が17万円程度ということで合計が167万円程度と想定しております。

予算につきましては、31年度当初予算に計上をさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第17号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第17号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、てまり団地の分譲に当たりまして、町外の若い世帯に分譲団地に定住していただくための支援であり、平成18年度に制定したものでございます。

このたびの条例改正は、分譲が始まります松本ひがし団地を購入した転入世帯に新生活支援金を支給できるよう改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

資料の97ページに新旧対照表がございます。別表の中に松本ひがし団地を追加しております。やまや団地、みなみ団地の表記が残りますが、支援金を受けた世帯の方が5年を待たずに転出した場

合の返還規定がありますので、やまや団地、みなみ団地の表記は残すものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第23、議案第18号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

大門地内の町営住宅2戸につきましては、老朽化により危険であるため、現在入居を中止しており、新年度取り壊しを計画しております。

このたびの条例改正は、これにより町営住宅の戸数が減少することから、設置戸数の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

大門住宅の2戸、8号棟は家が傾いておりますし、18号棟は風呂場周りの床が傷んで修理には多額の費用がかかるものでございます。この2棟につきましては、町長の説明ありましたとおり、現在入居募集はとめております。31年度に取り壊しの計画がございまして。

資料99ページに新旧対照表がございまして。条例第3条の別表の第1で住宅名、所在地等を定めておりますが、この中の戸数について2戸分を減ずるものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第18号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第24、議案第19号 出雲崎町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国の技術士法施行規則の一部が改正されまして、選択科目の水道環境が他の科目に統合されることに伴いまして、布設工事監督者の資格にかかわる条文の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

簡易水道事業給水条例では、水道工事にかかわる工事監督員の資格を定めております。その中の一つとして技術士試験、上下水道部門に合格し、選択科目で水道環境を学んだ者とあります。このたび技術士法施行規則が改正され、選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることに伴い、文字を削除するものでございます。

資料の101ページに新旧対照表がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第20号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（仙海直樹） 日程第25、議案第20号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたび三条、燕、西蒲、南蒲原広域養護老人ホーム施設組合からの申し出によりまして、非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務を、本町が加入している新潟県市町村総合事務組合において共同処理するために規約を変更する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたび新たに加入します三条、燕、西蒲、南蒲広域養護老人ホーム施設組合からの申し出の理由は、単独処理事務と比較して、処理実績があり、委員構成及び事務局体制が充実しており、処理事務の専門性が高まり、公平性が確保されるという理由による申し出となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更

について

○議長（仙海直樹） 日程第26、議案第21号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市営牧場の廃止に伴いまして、長岡市と締結しております定住自立圏に関する協定の一部を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

これまでは地域振興策の一つとして長岡市営牧場の広域利用を促進することにより酪農経営の安定化の寄与を図ってまいりましたが、今ほど町長の提案理由のとおり、協定を変更するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（仙海直樹） 日程第27、議案第22号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

このたび柏崎市高柳町総合センターテニスコートの廃止に伴いまして、柏崎市及び刈羽村と締結しております公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

変更後におけます3市町村が相互利用できる公の施設の一覧につきましては、資料のほう、107ページのほうに記載したとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 指定管理者の指定について（井鼻地区コミュニティ消防センター）

議案第24号 指定管理者の指定について（藤巻地区コミュニティ消防センター）

議案第25号 指定管理者の指定について（川東地区コミュニティ消防センター）

○議長（仙海直樹） 日程第28、議案第23号 指定管理者の指定について（井鼻地区コミュニティ消防センター）、日程第29、議案第24号 指定管理者の指定について（藤巻地区コミュニティ消防センター）、日程第30、議案第25号 指定管理者の指定について（川東地区コミュニティ消防センター）、以上議案3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号から第25号まで、議案3件につきまして、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

町内3カ所にありますコミュニティ消防センターの管理運営につきましては、いずれの施設も大字または行政区など、地域の住民団体を指定管理者として指定しておるところであります。本年度をもちまして、その指定期間が満了いたします。いずれの指定管理者も当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成31年の4月1日から10年間とするものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第23号から議案第25号について補足説明がありましたら、これを許します。
総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、出雲崎町公の施設に係る指定管理者制度に関する運用指針に基づき指定の進めをまいりました。指定期間は地域住民団体であり、実績のある団体であることから10年間としたものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第23号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第24号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第25号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号から議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午前 11時55分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第26号 指定管理者の指定について（八手地区農村環境改善センター）

議案第27号 指定管理者の指定について（西越地区農村環境改善センター）

○議長（仙海直樹） 日程第31、議案第26号 指定管理者の指定について（八手地区農村環境改善センター）、日程第32、議案第27号 指定管理者の指定について（西越地区農村環境改善センター）、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号及び第27号につきまして、関連がありますので、一括して説明を申し上げます。

八手地区農村環境改善センターの管理につきましては八手地区農村環境改善センター協議会を、

西越地区農村環境改善センターの管理につきましては西越地区農村環境改善センター協議会を、それぞれ指定管理者として指定しているところではありますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

いずれの指定管理者も当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から10年間とするものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第26号及び議案第27号について補足説明がありましたら、これを許します。
産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

現行の指定管理者につきましては、各集落から選出された方々による組織となっております。今回提出されました指定申請書等を出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。両団体は、それぞれの地区の農業経営の推進と生活改善及び多目的集会等の住民相互の理解と親睦を図り、諸活動の推進をし、連帯感の向上と地域の振興を図ることを目的としております。秋にはそれぞれの施設でレクリエーションを実施しておりますし、地域の親睦を図る活動も実施しております。

以上の状況から指定管理期間を5年から10年に延長しても差し支えないと判断いたしました。

補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第26号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第27号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号及び議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第27号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 指定管理者の指定について（出雲崎町林産物等販売所）

○議長（仙海直樹） 日程第33、議案第28号 指定管理者の指定について（出雲崎町林産物等販売所）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町林産物等販売所につきましては、中越よつば森林組合を指定管理者として指定しているところでありますが、本年度をもちまして、その指定期間が満了いたします。現行の指定管理者は、当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われておりますので、引き続き現行の指定管理者を指定したいというものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から5年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

現行の指定管理者につきましては、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とした森林組合でございます。中越地域では林業関係事業では十分な実績を有しております。今回提出された指定申請書などを出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして総合的に審査した結果妥当であると判断されたものです。

施設管理につきましては、利用者に対して森林を愛する心を持ってサービスを提供することを基本とし、利用者の安全面に細心の注意を払い、利用しやすい施設運営に努める計画となっております。

今後は、今まで以上に森林を求め訪れる利用者の方々へのサービス向上と施設の適正な維持管理に努めていただき、利用者の拡大を図っていただきたいと思います。

補足説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） あそこにあつて、実はせっかくの施設ですので、意外とあの施設が存在を知らないという方も私聞きますと結構あるので、あそこにはトイレ等もありますので、今後また今までやっておられた方が引き続いてやるということにつきまして、あれをもう少し皆さんから利用してもらおうというふうな形で具体的に町のほうから指定管理予定者に対してどの程度の話があったのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 施設の管理につきましては、今までの5年間につきまして、利用者並びに地域の方々からいろいろといい、悪い両方の意見をいただいております。それにつきましても、今回指定申請書を提出していただく前にお話をさせていただきますと、利用者の利便性の向上、それからそこを訪れたときの満足感、そういうものを向上するようにお願いしたいということでお話はさせていただきますし、森林組合自身の中越地域でいろいろと活動をされているということで、その仕事、それを通じまして、またほかの地域へもアピールしていただくようにお話をさせていただいているところですので、出雲崎町以外の部分でもPRをしていただくようにお願いはしてあるというような状況です。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 答弁いただきましたけど、せっかくの施設ですので、そういったもっとやっぱ

り皆さんからあの施設があつてよかつたというふうな形になるようにその辺もまた指導なりをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）

○議長（仙海直樹） 日程第34、議案第29号 指定管理者の指定について（休憩所心月輪）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

休憩所心月輪につきましては、心月輪運営組合を指定管理者として指定しているところですが、本年度をもちまして、その指定期間が満了いたします。

次の指定管理者について公募を実施しましたところ、心月輪運営組合から申請があり、指定管理者選定委員会において申請者からの聞き取りを実施し、今後の事業計画、経営への取り組み等について検討したところでございます。

このたびそれらの検討結果を総合的に勘案いたしまして、応募のあった団体を指定管理者として指定したいと思うものであります。

なお、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から3年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

現行の指定管理者につきましては、平成28年度から3年間管理をしていただいております。出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして指定申請書の内容を検討させていただきました。町長の説明にもありましたけども、申請者本人からの聞き取りも実施しまして、施設運営への意欲も確認できました。総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。今後は、町としても運営に関し積極的に意見を申し入れ、良寛記念館や天領の里、ホッと情報館陽だまりとの連携強化を図り、観光の拠点施設としてお客様から喜ばれる施設運営に努めていただくよう要望してまいります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 今補足説明で申請者の意欲を確認したと、町は積極的に関与するということがございますが、先般の、私ども、私は社産ですけど、昨年の12月の19日に視察を行い、それをもって先月の全協でいろいろな意見が出たかと思えます。私個人としては非常に懸念を持っています。それで、お尋ねしますが、意欲を確認したということであれば、何か表明なり何なりを町としてはきちんと受けとめているのか、口頭なのか、口頭ではちょっと私は味が薄いと思うんです。その辺をきちんと明確にさせていただかないと議会としてはまずいんじゃないかなということなので、お尋ねするんですが、その辺担当はどうでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 意欲の確認なんですけども、文章ではいただいております。2月20日の全協の後に聞き取り調査を実施させていただきました。その中で幾つか質問をさせていただいて、それにお答えをさせていただいて、意欲の確認という形で確認をさせていただいたということで、本人はとにかく3年間の反省としまして、結局足を使った営業活動はほとんどしていなかったということで、本人自身がそういう形で反省をしておりました。

今後につきましては、自分で自ら出かけて行って、宣伝をしていくというふうな、口頭での説明ですけども、そういうものもありました。

それからあと、メニュー関係でも定期的に見直しを考えるとということと、あとお客様アンケート、

これにつきましても平成28年に最初実施していたんですけども、その後ぱったりとしなくなっただけです。お客様アンケートにつきましても来年度から実施をしまして、お客様のご意見をお聞きしながら味、それから接客、あと清潔さ、そういうものをしっかりと改善していきたいというお話でした。

あとそれから、言われたのが、例えばワンコイン弁当みたいなものを企画して、今までですとオーダブルをつくり、とりに来ていただければというような、そういう受け身の体勢だったんですけども、例えば今お話聞いたのはお弁当をつくって配達をしますというような行動を起こしたいというふうにお話ししていましたが、あと昨年モンディオさんのイベントを実施しましたが、それ以外全然イベントを実施していなかったということで、町のほうもそういうイベントを幾つかやってほしいという要望はしてはいたんですけども、実際のところはもうそれ以降やっていなかった。来年度は、例えば夏場にバーベキューのイベントを開いたりとか、そういうものも計画しているということで、今まで3年間で1回しかイベントをしていなかったけども、今後は定期的にイベントについても考えていきたいというふうなお話をいただきました。聞き取りの中では、かいつまんでお話ししますと以上のようなこととお聞きしたということです。

それから、もう一つちょっと私が言い忘れましたけれども、12月からお昼を平日お休みしていたんですけども、3月いっぱいまでお休みするというふうには計画していたんですけども、3月の1日からお昼については再開をして、ぜひ皆さんに喜んでいただけるように頑張りたいということで、当初3月はカフェタイムということでコーヒー、お茶の提供だけだったんですけども、それを食事の提供を始めたということで、それ2月の聞き取りのときにそういうことで、自分としての意欲を示したいというお話をいただいておりますので、そういう形の行動も起こしていただいているということです。

以上です。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） わかりました。いずれにしても、こういうもろもろの厳しい状況の中でやはり前を向いて進んでいただきたいということで、私は賛成せざるを得ないというふうには思っておりますので、ただ非常に懸念を持っているということだけ表明しておきます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 聞き取り調査等々を行われて、やる気が出てきているということでございますけれども、今海岸地区においてはまるこさんが営業を停止し、そして浜かつさんがご高齢でいつという状況であって、そしてシオンさんはなかなかうまく軌道に乗って営業してくれない。そんな中で天領の里が唯一頑張ってお昼等々やっておられるわけでございますけれども、私は1つ、心月輪に対して町は積極的に声を出していくということでございますので、お願いがございます。営業時

間終了のためのストップはいいと思うんです、オーダーストップは。お昼のオーダーストップはあり得ない。これだけ売り上げが下がっていて、売り上げが100円でも1,000円でも欲しい。まるこさん行ったり、浜かつ行ったり、天領行ったり、どこ行ったりお昼にオーダーストップなんてありません。何気取っているんですか。これで営業が終わります、ですから30分前にオーダーストップさせていただきます、それはわかります。お昼、私は実はきのう、おととい、免許の更新で1日長岡にいました。何だかんだで動いていて、飯食ったのは3時です。この時間でいえばオーダーストップの時間です。でも、どこのラーメン屋だって、どこの定食屋だってあいています。それを町から言ってもらうわけにはいかないでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） この件につきましては、皆さんからこういうご指摘をいただいております。今中川さんから、また高橋議員さんからも。私たちは、今副町長もいますが、副町長の皆さんと、今まではかけ声だけだったとおっしゃるんで、今度は我々積極的にそういう心月輪に出向いて、お昼を食べたり、意見を言ったり、どんどんと関与しなきゃだめだということを今打ち合わせをしているのですよ、今まではやれやれ、やれやれと言ったって余り私たちも行かないことだってある。今度は我々も積極的に心月輪に出向いて、今おっしゃるように、営業努力をもっと徹底的にやらなきゃだめです。そういう点を今度は菜っぱのかけ声じゃなくて、私たちも必死に、また皆さんからもぜひ行っていただく。副町長と一緒に私はしょっちゅう行こうと、行っている人と関与しながら積極的にやっぱり指導しなきゃだめだということを申し上げているんです。本当に皆さんのご意見をしっかりと受けとめて。そうですよ、まるこさんも一時休業された。あるいは浜かつさんも何か年をとられてまあまあということをお聞きしております。そういう意味で天領とあわせて、もっと町なかにまだそういう飲食店がある。せつかく心月輪、これはおっしゃるとおりです。私たちも先般、我々はただやれやれじゃなくて、一緒に我々が現場へ行って、食べたり、いろいろ意見をする。私は徹底的に今度はやると申し上げていますので、皆さんからも気持ちを受けとめさせてもらっていますので、ぜひひとつまた皆さんもご利用いただきながら、きちっと言って、実際その現場で言ってもらうことはいいことだと思います。大変ご懸念をいただく中における、改めての指定管理をお願いしているんですから、しっかりと皆さんのご意見を受けとめて、我々も現実、言葉ではなくて、行動に起こしながらできるだけやっていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 大変だとは思いますが。山の中でぽつんとして、夜によれば周りに明かりもともらないで、そういうところで冬になれば降雪で雪があつて、なかなか人も行かない。大変だと思います。でも、これはきのう、きょうの現象じゃないんです。あの松永さんがやる前から条件同じなんです。そこでやろうと思ったんだから、ぜひ頑張ってもらって、決していい条件のところだとは思いません。ですが、頑張ってもらって、やってもらうようにご指導のほう、よろしくお祈り

いたします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）

○議長（仙海直樹） 日程第35、議案第30号 指定管理者の指定について（北国街道妻入り会館）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第30号につきましてご説明を申し上げます。

北国街道妻入り会館につきましては、NPO法人ねっとわーくさぷらいを指定管理者として指定しているところでありますが、本年度をもちまして指定管理者の指定を取り消すことになりました。

次の指定管理者には、これまで妻入り会館の管理運営に従事されている方で組織された妻入りの会を指定したいというものであります。

妻入り会館は、施設の管理運営に加えまして、観光案内や地域住民への対応など、町の施策との連携、調整が必要な施設であります。

妻入りの会の会員は、妻入り会館の管理運営に実績があり、これまでも観光案内や地域住民との

対応が適切に行われており、今後とも当該施設を適正かつ円滑に管理し、施設の効率的かつ効果的な運営が行われるものと認められます。

なお、指定の期間につきましては、平成31年4月1日から2年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

妻入りの会の指定する理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。

妻入りの会の会員につきましては、12名全ての方が指定管理の経験があり、うち3人につきましては、ふるさと語り部の方で海岸地区を中心とした本町の文化、歴史、観光の情報発信の場として地域交流の拠点となるサービス提供が可能な団体であります。

なお、指定期間につきましては、現指定管理者の残任期間分ということで2年間とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ねっとわーくさぷらいを取り消して、新しく指定管理者名が妻入りの会というふうになりましたけども、普通会社とか形であればここについての要するに指針、目標のテーマというのは大きな形で持ってられる、町長は説明しましたけども、そのほかにそういう指針表明というものはあるんですか。新しいとことということで聞きたいんですが。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 妻入りの会の設置の目的ですが、先ほど申しましたように、海岸地区を拠点とした施設ということで、そこに伴うサービスの拠点施設という位置づけでございます。

行う事業の内容につきましては、施設の管理という部分では一番大きな部分でございます。そのほか周辺と連携したPR活動、いわゆる自主事業、現在つるし雛でしょうか、3月1日からやっております。そういった自主事業なんかも積極的に行っていただいて、お客さんを呼び込んで交流を図るという部分も力を入れていくということでございます。

なお、従来どおりの物販販売ということで風船等々の販売も、スケッチ画等の販売も行ってありますが、そういったところについても充実を図っていききたいし、さらには妻入り会館だよりというものがあるんですけども、そういったらほうについても今度妻入りの会のほうで発行するような形で動いていきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 今までと変わらない現状を引き継いだというふうな形で、今みたいに詳細は四の五のというのは聞く形ではなかったんです。町の発展とか町のというような形で説明をしていた

だきたかったんですけども、ここでそのまま引き継いだということで、前回私質問しましたけども、サービスの拠点とする中でサービス者が席を外した者については、それについては規則に、要するに追加されたのか、そういうふうな形ができているのか、それについてお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 妻入りの会の規約というものをいただいております。今ちょっと手持ちがないんですが、そういった時間中の不適切な行動といいますか、そういった部分については記載をされていないのかなというふうに思っております。その点につきましては、私どものほうで十分見ながらそういった状況がないような形で指導していきたいというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 話が抽象的過ぎます。やっぱり具体的な形で残す形にするんであればするという形にしないと、また同じことが起きるような気がしてなりませんので、みんなが意思は持っている、町のためによし一生懸命しろ、語り部をやろう、それはありがたいです。だから、そういうあるほんの限られたところの人で、そういうことがあると物すごくマイナスのイメージになるということですので、皆さん注意しなさいよということじゃなくて、あったら次については改善の内容を、そういう規定の中、規則の中、これらについても入れてもいいんじゃないかと、それで一步一步前進していくんじゃないかと私は思うんです。そういうことで、これについて欠けた人はここから、会から除名ですよとか、一時3カ月間停止ですよとかいう形あると思うんですけども、何かあったらそういうようなことをしていかなければよくなっていくとは思いますが、いかがでしょう。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今後そういった形で、言われるような形で、できる形をとっていききたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） ぜひともみんなが来て喜ばれる、また来たい、あの人たちと会話をしたい、こういうやっぱりここになっていただきたいということを強く希望して終わります。

○議長（仙海直樹） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 今ほどの加藤議員のご意見、本当にもっともなことで、職場を離れる、あるいは職務の不履行、あるいはお客に対する影響というふうなものがやっぱりあってはならない、そういうふうに考えております。これからも厳重に遵守していただくと同時に話をしまして、そういうのをきちっと明細に書き残して過ごしてまいりたいと考えております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

○6番（加藤修三） 議長、最後に1つお願いします。

○議長（仙海直樹） 加藤議員に申し上げますが、質疑の数が3回を超えていますので、簡潔にまとめて発言をしてください。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 済みません。もう3回以上になりましたけど、その中でこれは管理費用ということで、町の税金を使っているということで、不適合な行動とか、不適合な対応をしたらいけないということをやはり皆さんで持っていただくことを十分理解していただくようにお願いします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 平成31年度出雲崎町一般会計予算について

議案第32号 平成31年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第33号 平成31年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第34号 平成31年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第35号 平成31年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第36号 平成31年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第37号 平成31年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第38号 平成31年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第39号 平成31年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（仙海直樹） 日程第36、議案第31号 平成31年度出雲崎町一般会計予算について、日程第37、議案第32号 平成31年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第38、議案第33号 平成31年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第39、議案第34号 平成31年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第40、議案第35号 平成31年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第41、議案第36号 平成31年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第42、議案第37号 平成31年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第43、議案第38号 平成31年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第44、議案第39号 平成31年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題といたします。

ここで、ただいま上程されました平成31年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成31年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに平成31年の3月町議会定例会を迎えまして、平成31年度の予算を始めとする諸議案をご審議をいただくに当たりまして、今後の町政運営に関する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方につきまして最重点施策を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

過ぎし年は、総合戦略事業の目玉の一つでありますところの「子は宝」多世代交流館を開館をいたしました。子育てのしやすい町として選ばれる環境づくりを推進するために、子育て世代を総合的にサポートするとともに妊娠期から高校卒業までの各種手続きを一貫して行うことができるワンストップ子育て支援施設として、昨年は町内外5,000人を超える方々からご利用いただき、高い評価をいただいております。

さて、全国に目を向けますと、特筆すべきことは自然界における大災害の連続でありました。大阪府北部地震あるいは北海道の胆振東部地震、台風7号に伴う7月豪雨、台風21号等これほどの大規模の災害が立て続けに発生する異常事態に自助共助による防災や減災の意識が問われ、多くの人が災害を忘れないと心に刻んだ年でありました。

さらに、海外では、人工知能や自動運転といったハイテク分野における覇権争いに端を發しますところの米中の貿易摩擦あるいは両国は一步も引かない制裁と報復の応酬となるなど、世界経済は大きな不安を抱えたままとなっております。

そのような中、経済再生と財政健全化の両立を目指す平成31年度の政府予算案が示されました。一般会計総額は、当初予算として初めて100兆円を超える、前年度比3.8%増の101兆4,571億円となり、現在、国会で審議中であります。

また、県におきましても花角知事就任後初となる平成31年度予算案が2月13日に発表されました。住んでよし、訪れてよしの新潟県づくりの実現に向けまして、前年度比1.7%増の1兆2,597億円と

なっており、現在、県議会で審議をされているところであります。

また、新年度は、改元という歴史的な節目の年を迎える中、消費税10%導入、統一地方選挙、あるいはまた参議院議員選挙、そして急速に進む技術革新とまさに疾風怒濤激流時代の幕開けに、本町としてとしていかに対峙するかが問われているところであります。

5年目を迎えますところの総合戦略事業を初め、デマンド交通「てまりん」の導入、あるいは空家等対策計画の実行、松本ひがし団地の分譲開始等、町民各位の心を心として、謙虚誠実時代の変化に即応しながら、さらなる挑戦に取り組んでまいり所存であります。

平成31年度予算編成の最重点施策でございますが、5年目を迎えるところの「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、新たな取り組みと連携しながら、これまでの集大成となる事業を展開してまいります。小さな町の創生モデルとして町民一人一人が活力に満ち安全・安心に暮らし、家庭愛、隣人愛、地域愛にあふれ、互いの信頼ときずなをより深めることができる地域の実現に向けまして、次の2項目を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

まず、安全で安心して暮らせる町づくりでございますが、町に住む老いも若きも、皆さんから町に生まれ住んで、余生を安全で安心に送れる町づくりを目指し施策を進めてまいります。予約制乗り合いで町内のご希望の目的地への移動を可能にするデマンド交通「てまりん」を導入、さらに、高齢者・障がい者の長岡線の路線バス利用料を助成する。町民の生活の足を確保し、地域の活性化を図ってまいります。

また、町民の生活環境に著しく影響を及ぼしておる空き家等に対しましても再生活用事業を展開するとともに、防災・減災対策をハード・ソフトの両面から積極的に推進して町民の各位の安全・安心確保に最大の努力を図ってまいります。

さらに、産婦健康診査助成事業や、ひとり暮らしの高齢者の皆さんの世帯の方々が日常生活で安心感を持っていただけるような事業も展開をしてまいります。

さらなる定住人口・交流人口アップでございますが、長岡北スマートインター周辺の産業団地分譲開始を追い風に、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業とタイアップしながら、松本ひがし団地の分譲を開始し、若者世代の定住促進を図ってまいります。

さらに、交流人口増加に向けた取り組みといたしまして、地域おこし協力隊を導入しまして地域の魅力を掘り起こし、地方創生推進交付金事業によりマスメディア等活用情報発信事業、良寛記念館魅力度アップ等の事業も展開をしてまいります。

平成31年度の主要施策の概要につきましては、健康で安心して暮らせる福祉の町づくり、申し上げましたように、「子は宝」多世代交流館、引き続き保健師や看護師、保育士等専門職員を配置をし、子育てに関する講座の開催、悩み相談など子育て世代を総合的にサポートしながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供していきます。

総合戦略事業といたしましては、未就学児に対する発達支援事業、育児スキルトレーニング事業あるいはまた妊産婦の医療費の全額助成、新生児の聴覚検査費助成、助産師による産前産後の家庭訪問事業を継続しながら、子育て支援の充実に努めてまいります。

本町に在住する障がい者（児）及びその家族が、身近な地域で日常生活での困りに関する相談ができるよう、引き続き相談支援事業所の運営を支援してまいります。

障がい者が地域で自立した生活を送るため、就労に必要な訓練の場といたしまして、就労継続支援B型等サービスの充実に努めてまいります。

引き続き保健福祉総合センターの大広間をLED照明に改修し、節電効果と室内環境の改善を図ってまいります。

保健福祉総合センターの玄関入り口付近の舗装の段差を解消し、利用者の安全性を確保する。

あるいはまた、高齢者が在宅においても安心して生活できるように、緊急通報体制の整備あるいは寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給の支援を行ってまいります。

交通弱者の外出支援のための、高齢者の対象年齢を75歳以上から65歳以上に拡充するとともに、新たに長岡線の路線バスでも利用可能とした、福祉タクシー・バス券を支給してまいります。

運動指導士が常駐して指導する筋力アップを目的といたしました、介護予防事業を実施し、高齢者の身体的向上と運動習慣の定着化を図ってまいります。

町内の介護施設における深刻な介護職員不足を解消するために、介護職員等、新たに採用する者に就職支援金を支給する事業所に、補助金を交付してまいります。

小学校の就学前の3～5歳児の子供たちのための健全育成のための、子ども育成支援金を交付もいたしてまいります。

3～5歳児については、10月1日から保育料の無償化が図られますが、ゼロ歳～2歳児における保育料の軽減措置を継続しながら、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子供の医療費助成は、入院・通院費とも、高等学校卒業まで引き続き助成をします。また、子育て支援として乳児のおむつ等も支給してまいります。

妊婦・乳児健診の費用助成に加えまして、2回分の産婦健診の費用助成、これも県内で初めてでございますが、行ってまいります。

胃がん検診は、従来のレントゲン撮影に加えまして、リスク検査を継続し、疾病の早期発見に努めてまいります。

予防接種は、引き続き、町独自で妊婦・子供のインフルエンザ、おたふく風邪の助成を行うとともに、1歳未満の乳児のロタウイルス接種費用の助成も行ってまいります。

国の緊急風疹対策といたしまして、成人用の風疹抗体検査及び予防接種を行ってまいります。

国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営のもと、地域におけるきめ細かい事業を実施をしていきます。

介護保険事業は、介護予防や生活支援のニーズに応える町独自のサービスを提供しまして、八手地区には新しい居場所づくりとしての、「八手の茶の間」を開設いたしてまいります。

安全で快適な美しい環境の町づくりということでございますが、松本ひがし団地20区画が分譲を開始しまして、さらなる定住人口の増加を図ってまいります。

定期バス路線の維持支援とともに、減便による利用者の交通機関の確保のために、予約制乗り合いで町内のご希望の目的地への移動を可能とするデマンド交通の運行を行ってまいります。

国道352号の展望坂の拡幅事業が具体的にスタートいたしまして、町もこれに対し、支援をしてまいります。

町道の改良、舗装事業は、2次改良を中心として、町内4路線において実施し、生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

11トン級除雪ドーザ及びロータリー小型除雪車を整備しながら、降雪時の交通確保を図ってまいります。

駅前地区の排水路整備や立石川及び小釜谷川の改修を行い、雨水対策等も図ってまいります。

定住人口の増加を目的とした新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業によりまして、また若者世代の住宅取得等を支援をしてまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助を継続しながら、町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいります。

土砂災害特別警戒区域内の住宅の増改築等に対しましても、構造耐力上の安全性を確保するための補強費用の一部を助成してまいります。

がけ地崩壊等の危険性がある住宅の移転を促進するために、新たに住宅を新築・購入する者に対しまして、その費用の一部を助成してまいります。

老朽化した大門町営住宅2棟を除却をしますとともに米田町営住宅4棟の外壁改修、適正な町営住宅管理を図ってまいります。

尼瀬3区地内の町有地に春夏秋冬、四季の彩りを表現する小路を整備しまして街並の良好な景観を形成し、観光客の周遊等を図ってまいります。

特定空き家等の除却または空き家を活用した事務所の開設の支援、あるいは空き家等の再生活用を促進をしてまいります。

羽黒町地内の町有物件を改修しまして、地域住民と観光客が交流できる憩いの場を創出してまいります。

岩船地内、藤巻地内に40立方メートル級の耐震性貯水槽を設備をしまして、消防水利不足地域の水利の確保を図ってまいりたいと思っています。

防災訓練等を通して、自助・共助の防災意識の向上を図り、津波時における避難路等を引き続き整備をしてまいります。

土砂・津波あるいは洪水を追加した総合的なハザードマップを作成しながら防災意識の向上を図ってまいります。

防災行政無線施設のバッテリー等も交換しながら、無線広報態勢の確保を図ってまいります。

活気・活力に満ちた産業の町づくりでございますが、汐風米にかわる出雲崎産の新たなブランド米の生産に向けまして、特別栽培米検討会議を立ち上げ、検討を行ってまいります。

大変好評な「まるごとオーナー制度」、これもさらに継続実施しまして、釜谷梅やコシヒカリの収穫体験あるいは美食街めぐりへの参加等により、出雲崎町の魅力度アップを図ってまいります。

現行の町集落営農促進事業の助成対象となる受け手農家の要件を同一集落から町内全域に拡充いたしまして、さらに営農促進を図ってまいります。

八手地区の県営中山間地域総合整備事業市野坪工区の面整備工事等を実施してまいります。

地籍調査は、沢田第3計画区、藤巻第1計画区、藤巻第2計画区及び滝谷第1計画区を委託してまいります。

林道は、船橋田中線の舗装工事を行いまして、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

地球温暖化の防止等を目的に創設されました森林環境譲与税を財源といたしまして、森林整備及び森林環境保全に関する事業に充当するために、森林環境基金を創設してまいります。

本町の大切な資源であるところの海岸の清掃あるいは例年の海水浴シーズンに合わせて実施をいたしまして、ゴールデンウィーク前にも実施し、良好な海浜環境の整備を図ってまいります。

地方創生推進交付金事業によりまして、テレビ等のメディアを有効に活用しながら、県内外に向けて、出雲崎の観光資源・魅力を積極的に発信し、季節観光から通年観光への転換を図ってまいります。

毎年夏・秋の2回開催し、好評いただいているところの出雲崎「美食」めぐりに冬開催を追加いたしまして年3回実施し、出雲崎の「食」の発信を図ってまいります。

毎年好評である出雲崎ストリートジャズあるいはまた出雲崎おけさ全国大会の開催等も補助します。出雲崎おけさ全国大会は今回第30回をもってフィナーレとし、盛大に開催いたしたいと考えております。

観光拠点施設である天領の里につきましては、経年劣化による物産館棟及び石油記念館棟の屋上防水シート及びウレタン塗膜防水を改修するとともに、多目的ホール及び石油記念館の空調設備を改修しながら、施設の計画的な維持と観光客の利便性の向上を図ってまいります。

地域おこし協力隊を導入いたしまして、地域の魅力を掘り起こし、本町の「買ってみたい」「行ってみたい」「住んでみたい」の総合的な情報発信を行ってまいります。

夢・感性あふれる教育と歴史文化香る町づくりでございますが、小中学校に入学する児童生徒に入学祝金を支給し、保護者の入学準備の負担軽減等を図ってまいります。

小中学生、一般住民を対象にした文化芸術鑑賞会及び教育講演会を引き続き実施し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実も図ってまいります。

小中学校施設の長寿命化計画、これを策定しまして、施設の計画的な老朽化の対策を図ってまいります。

高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することによりまして、保護者の負担軽減等も図ってまいりたい。

若者の定住促進を図るための、新規学卒者で地元就職した方に対しましては、奨学金返還額の助成を行ってまいります。

小学校の通学バス運行事業は、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町の持つバスと委託バスを併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ活動等にも有効活用を図ってまいります。

「北前船寄港地・船主集落」の日本遺産認定を目指しまして、観光振興及び地域活性化を図ってまいります。

地方創生推進交付金事業によりまして、良寛記念館の魅力度アップ等を図るため、通年での誘客イベントや地域交流事業等を展開しながら、広く県内にPRを行ってまいります。

また、町民体育館の経年劣化した屋上防水シートを改修することによりまして、施設の長寿命化を図ってまいります。

町民と協働で築く町づくりでございますが、姉妹都市柳津町との文化交流を促進するために、日帰りの柳津町探訪ツアー等を実施をいたしてまいります。

婚活事業は、県内2つ、新潟市と長岡市にございますが、結婚相談所及び県が委託する婚活マッチングシステムの入会金等の一部を負担するとともに、会員継続及び婚活セミナーに係る費用を一部助成し、利用者の利便性及び継続性の向上に努めてまいります。

若者の定住、地元での就職の促進を目的といたしました、ふるさと就職支援商品券助成事業等によりまして、通勤や日常生活の支援を行ってまいります。

地域づくり活動を進める集落や団体に対しまして交付する、地域づくり推進事業補助金制度の周知を図りまして、地域活動への有効活用を図ってまいります。

空き家バンクの再構築とあわせまして移住定住に特化したウェブサイトを作成しまして、移住定住の促進を図ってまいります。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努めながら、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組むとともに、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを実施してまいります。

なお、平成31年度の主要施策の項目につきましては、国の平成30年度補正予算を受けまして、新

年度に事業を繰り越すものを含んでおりますが、年度当初からの事業着手に努めてまいります。

新年度予算の全体総括でございますが、以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程をいたします。

一般会計では、32億8,800万円、前年比の0.9%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億8,700万円、前年度比6.1%増、さらに介護保険事業につきましては6億6,200万円、前年度比2.5%減、後期高齢者医療6,130万円、前年度比1%増、簡易水道事業1億7,780万円、前年度比0.9%増、特定地域生活排水処理事業は1,140万円、前年度比15.6%減、農業集落排水事業1億1,210万円、前年度比14.5%減、下水道事業1億5,790万円、前年度比1.7%減、住宅用地造成事業3,500万円、前年度比59.8%増。

以上、特別会計の合計では、前年度比で0.5%増の18億450万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.7%増の50億9,250万円となっております。

結びとなりますが、内外ともに、社会経済情勢は覇権をめぐるせめぎ合い等によりまして時々刻々と変化しておりまして、疾風怒濤激流時代の到来と心得ております。

これまでも厳しい財政状況の中、勇気と決断を持って柔軟に対応し、行財政改革や町づくりを進めてまいりました。ことしの干支はいのしし。猪突猛進と言われますが、新たな時代の幕あけに際しまして、リーダーシップを発揮しながら激流に押し流されることなく、時に力強く、時にしなやかに、原点に立ち返り町民各位とともに創造感動、喜びを共有する行政を推進するために、全身全霊を傾注し真心を持って町政運営を進めてまいりますので、議会並びに町民各位の皆様方のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成31年度の施政方針といたします。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午後 2時00分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（仙海直樹） ただいまの施政方針により議案第31号から議案第39号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第31号について。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） それでは、補足説明をさせていただきます。

今ほど町長のほうから施政方針が示されました。これに基づきまして予算を編成した概要をご説明させていただきます。

なお、予算書とあわせまして、定例会資料といたしまして予算案を概要並びに事業の一覧を提出させていただきます。そちらのほうの説明のものにつきましては、極力重複を避けた形で説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、予算書のほう、一般会計予算書をお願いいたします。1ページをご覧いただきたいと思えます。平成31年度出雲崎町一般会計予算でございます。第1条には歳入歳出予算を定めてございます。32億8,800万円、前年度比で2,800万円の増、0.9%の増額予算となっております。

第2条は、地方債の定めでございます。平成31年度は2億8,800万円を起債の予定で予算を編成してございます。前年度より0.3%減になってございます。

第3条は、一時借入金で最高額を6億円と定めてございます。これは、昨年と同額でございます。

第4条は、予算の流用につきまして、ご覧のとおり定めさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算についてご説明させていただきます。初めに、歳出予算からお願いいたします。予算書36ページからになります。1款が議会費でございます。議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費です。1項が一般管理費、この一般管理費の中には町長、副町長特別職の人員費、それと一般職員13人分の人員費が計上されております。

39ページお願いいたします。13節委託料、その中に当直業務委託料1,214万7,000円が計上してございます。これは、役場庁舎の宿日直の当直各2人を配置した委託料になっております。

2目文書広報費でございます。1節報酬、こちらは行政区長報酬、65人の方にお支払いする報酬でございます。行政区長報酬は基本額、それと世帯割額、これを合算した額での報酬となっております。

続きまして、41ページをお願いいたします。3目財政管理費です。13節委託料、財務諸表作成支援業務委託料がございまして、地方公会計の統一基準に基づく財務4表を作成する業務の委託をしてございます。

5目財産管理費、11節需用費の中で施設修繕料182万3,000円ございまして、この中にはこの役場庁舎の屋上の防水の補修費、抜本的には全面の改修が必要なんです、当面今雨漏りに対応する経費を含んでいるところでございます。

42ページをお願いいたします。15節工事請負費、旧出雲崎小学校グラウンド駐車場整備工事がございまして、これは、グラウンドの国道の代替地として売却した土地の校舎側に町の用地が残ります。850平米程度でございますが、そこはグリズリ等の敷きならしと転圧をいたしまして、簡易な駐車場という形で整備をし、旧出雲崎小学校の校舎を使う福祉施設等の方の駐車場にも実施をしていきたいというふうに思っております。

43ページ、企画費です。こちらのほうで地域おこし協力隊員に係る経費が計上してございます。議案第15号で非常勤特別職の報酬というふうに定めさせていただいておりますが、そちらの経費です。地域おこし協力隊を導入いたしまして、町の地域資源の掘り起こし、またそれを広く情報発信する業務を担っていただく方を募集をかけることにしております。

8節報償費、ふるさと納税寄附謝礼が大きく伸びております。これは、実績を踏まえまして増額をしたものでございます。

13節移住定住ウェブサイト作成業務委託料261万2,000円でございます。こちらは、資料のほうに添付してございますので、そちらの内容のとおりとなっております。

44ページをお願いいたします。上段に地域おこし協力隊体制支援業務委託料がございます。これも資料がつけてございますので、資料のとおりとなっております。

19節負担金補助及び交付金でございます。真ん中ほどに町地方バス路線運行費補助金、これは大寺線、小竹線に係る町単のものでございます。

その下、生活交通確保対策補助金、これは柏崎線で、県の補助を受けた中での補助金でございます。

地域づくり推進事業費補助金、これは各集落等が行う地域づくり事業に対する2分の1の補助事業でございます。

下のほうに町デマンド交通運行費補助金798万円を計上いたしました。これは新規事業として4月からデマンド交通を運行したいと、デマンド交通運行に係る補助金を計上いたしました。事業内容は資料にあるとおりでございます。

25節積立金、ふるさと納税に係る積立金で、実績から目標額を引き上げまして、2,000万円を計上させていただきました。

45ページです。8目情報管理費になります。この情報管理費の目の中には電算、情報関係に係る経費、個人情報の保護に係る経費等はこの目に計上してございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。9目で空き家等対策費、新しく目を新設いたしました。今提案会で条例のご審議もいただくことになってございますが、先般策定をいたしました出雲崎町空き家等対策計画に基づく各種事業で、主なものについてはこの目で執行していくと。当然空き家は広い対応になりますので、各目に関係するものもございしますが、基本的なものをこの目に集約した形で対策を進めていくという形で目を新設したものでございます。

8節の報償費につきましては、協議会を引き続き運営をしていきます。

そして、特定空き家等の認定につきましては、認定確認等を選任して行うことになってございます。

それと、11節の需用費に空き家等緊急安全措置費で30万円計上してございます。これは、今回ご審議いただきます条例にございます町長が緊急安全措置として実施できるという条項がござい

が、その条項を適用した場合にこの経費で必要最小限の措置をしたいというものでございます。

14節使用料のところに空き家管理システムの使用料61万円計上してございます。これは、今年度実施しました実態調査等を全てデータ化をして、管理していきたいというものであります。

15節の町有空き家等改修工事、19節の空家等再生活用支援事業補助金につきましては資料を提出してございますので、そちらのとおりとなっております。

47ページ、11節の需用費に防犯灯設置料93万5,000円、これは引き続き町内に防犯灯の設置を整備したいということで計上しております。

続きまして、53ページお願いいたします。4項から選挙費になります。31年度で選挙費に係るものが2目の新潟県議会議員一般選挙、それと次のページになります。参議院議員通常選挙、それと55ページ、出雲崎町長選挙、こちらが新年度に予定されている選挙で、それに係る経費を計上させていただきます。

56ページをお願いいたします。5項が統計調査費です。新年度で行われます指定統計は、農林業センサスが大きな統計として実施されることになっております。

続きまして、58ページをお願いいたします。こちらから民生費になります。1目社会福祉総務費、事業費が大きいものとしたしましては、19節負担金補助及び交付金です。町社会福祉協議会補助金2,139万3,000円を計上いたしました。

次の59ページ、2目は障害者福祉費です。13節委託料です。障害者相談支援事業委託料で550万円計上してございます。障害者の一般相談業務を委託して行うものであります。

60ページをお願いいたします。扶助費関係でございます。この扶助費の中の大きなものとしたしましては、県重度心身障害者医療費助成1,252万円、それと町障害者福祉タクシー・バス利用助成168万円、こちらにつきましては事業を拡大いたしまして、タクシーに限らずバスの利用もできるというふうな形の利用券を発行する予定になっております。

それと、少し下がりましたところに障害福祉サービス費1億8,297万8,000円、こちらのほうは資料のとおりでございます。前年度より1,500万円程度増額した予算が計上してございます。

61ページ、3目国民健康保険事業費でございます。こちら一般会計から国保特会に繰り出す繰出金を計上してございます。国民健康保険につきましては、国保広域化2年目を迎えます。ほぼ同額の予算計上となっております。

62ページをお願いいたします。7目保健福祉総合センター管理費です。13節委託料、同センターの指定管理者に支払う指定管理委託料2,231万6,000円を計上しました。

15節工事請負費です。4本の工事を計上してあります。駐車場舗装補修工事、大広間LED照明改修工事、これは今年度と新年度2カ年に分けて実施している工事で、新年度で完了する予定です。

新たなものとしたしまして、冷温水ポンプ取りかえ工事、非常灯の交換工事を予算計上してございます。

それと、63ページをお願いいたします。これは、9目の保健福祉事業費でございます。13節委託料です。地域コミュニティセンター事業委託料800万9,000円、これは町社会福祉協議会に委託をしているもので、生きがいディサービス、それと地区に開設しておりますサロン等に係る業務を町社協に委託して実施しております。

その下の緊急通報体制等整備事業委託金、これは高齢者世帯等に対する緊急通報装置の設置に係る経費でございます。

19節負担金補助金でございます。町介護職員等緊急確保対策事業補助金、これは介護職員の確保のために事業所が介護職員を採用したときに支払う一時金を補助対象として補助しているものでございます。

20節が扶助費です。紙おむつ等支給、町寝たきり老人等介護手当、ほぼ前年同額の予算でございます。

それと、その下の町高齢者福祉タクシー・バス利用助成につきましては事業費を拡大し、タクシーに限らずバスも利用できるような形で利用券を助成することにしております。

65ページをお願いいたします。2項児童福祉費になります。2目で児童措置費です。13節の委託料に出雲崎保育園、それと小木之城保育園に対します保育料の実施委託料を計上してございます。園児数等につきましては、資料のとおりとなっております。

19節負担金です。この中の負担金につきましては、町保育所通園バス運行費から下のほうに限りて全て保育園に対する補助金でございます。

20節の扶助費です。これは、法律に基づく児童手当に係る経費を計上してございます。

66ページをお願いいたします。4目放課後児童健全育成事業費となります。児童クラブに係る経費です。新たなものといたしまして8節補償費に放課後子ども総合プラン運営委員会委員報酬を計上いたしました。検討委員会を立ち上げて子ども総合プランを推進していくというものであります。

5目多世代交流館事業費です。こちらは、きらりの運営等に係るものでございます。本日提案させていただいた議案の中にごございます子ども・子育て会議委員報酬、これが1節に計上することになります。

7節の賃金、臨時職員賃金、こちらは専門職である看護師、保育士等を配置する経費を計上してございます。

次、続きまして68ページをお願いいたします。4款衛生費になります。衛生費は、保健衛生関係の経費を計上する科目となります。

では、大きなもので70ページをお願いいたします。20節の扶助費がでございます。子ども医療費助成920万円、出雲崎町ではゼロ歳から高校生までの医療費助成を行っております。そちらに要する経費となります。

2目予防費です。13節委託料、定期予防接種委託料1,108万6,000円、こちらにつきましては資料

が添付してございますので、そちらの内容のとおりとなっております。

3目保健師設置費です。本町は、保健師を4人配置しております。それに係る経費でございます。

4目健康増進費です。町民の健康診査等健康増進に要する経費をこちらのほうに計上してございます。

72ページをお願いいたします。5目で母子衛生費ということで新たな目を設けました。これは、きらりの運営等の関係もございまして、母子衛生に係るものを充実するということと、執行をきらりのほうが主にやるという経費につきましては、母子衛生費のほうに今年度から予算を計上したものでございます。

20節の扶助費、先ほど町長の施政方針にもありました産婦健康診査費助成25万、これは新たな事業ということでございます。資料がつけてございますので、そちらのとおりとなっております。

73ページです。6目環境衛生費です。環境衛生費にはごみ処理関係に係る経費を計上してございます。

13節委託料、資源ごみ分別回収委託料1,769万1,000円、資源ごみ処理委託料509万3,000円でございます。

斎場事務委託料、これは長岡市に委託しているものであります。282万5,000円を計上いたしました。

次、74ページをお願いいたします。28節繰出金に簡易水道事業特会、それと特定地域生活排水処理事業特会への繰出金を計上してございます。

2目は清掃費になります。塵芥処理費がこちらの項目に計上されております。

13節委託料です。一般ごみ収集運搬委託料が1,685万2,000円、廃棄物処理事務委託料、これは長岡市への委託となりますが、こちらが2,511万3,000円となります。

2目がし尿処理費です。こちらも委託料で長岡市に委託しているものでございますが、廃棄物処理事務委託料1,100万7,000円計上してございます。

5款が労働費になります。76ページをお願いいたします。労働費の19節負担金補助にふるさと就職支援商品券利用助成金864万円を計上してございます。資料が添付してございます。資料のとおりとなっております。

6款が農林水産業費になります。1目は農業委員会費です。農業委員会の運営事業に係る経費を計上してございます。

78ページをお願いいたします。3目農業振興費になります。8節報償費に特別栽培米検討会議委員報酬、新規事業として計上しました。魅力ある米づくりを検討していくというものでございます。資料が添付してございますので、そちらのとおりとなっております。

19節負担金がございます。中ほどに出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金270万円、それと下のほうに町水田活動促進事業費補助金255万円と大きなものが計上してございます。

次、80ページお願いいたします。こちら負担金補助の続きとなります。町営農促進事業補助金116万円、こちらは事業を拡張して実施するものでございます。資料のとおりでございます。

経営所得安定対策推進事業補助金、こちらは町農業再生協議会への報償金ということになります。青年就農支援事業補助金225万円、対象者2人分を見込んだ経費です。

中山間地域等直接支払交付金1,144万1,000円、13協定、13地区がこの事業に取り組むということで予算計上してございます。

環境保全型農業直接支払交付金245万円、これは前年度より減額しております。先ほどの説明にもありましたとおり、取り組む集落が少なくなりまして、新年度は2つの組織ということで取り組むことになっております。

4目は農地費でございます。ページが82ページをお願いいたします。82ページで19節負担金の続きになりますが、県営中山間地域総合整備事業負担金3,600万円でございます。新年度は市野坪の面工事等を中心に行うことになっております。

それと、多目的機能支払交付金1,864万1,000円、これは新年度から広域活動組織として取り組むということで、18団体が継続、1団体が新規で組織をすることになっております。広域化することによりまして、広域加算を見込んだ数値を計上してございます。

5目改善センター管理費でございます。83ページ、15節工事請負費があります。改善センター関係では八手改善センターの多目的ホールの照明の改修工事を新年度に予定しております。

6目地籍調査費です。委託料の地籍調査業務委託料でございます。沢田、藤巻、滝谷地区地籍調査を継続して行います。こちら資料がございまして、資料のとおりとなっております。

84ページ、こちらからが林業費となります。2目林業振興費です。85ページ、15節工事請負費、県単林道工事といたしまして新年度は船橋田中線を行うことになっております。こちら資料がつけてございます。

25節積立金、森林環境基金積立金です。こちら本定例会に条例と一緒に提案されておりますが、平成31年度から新たに始まる事業で、当面基金として積み立てるというものでございます。

86ページをお願いいたします。2目漁港費です。13節の委託料、海浜クリーン作戦委託料1,450万円、これは増額となっております。資料にもございますが、実施回数をふやしてゴールデンウィーク前にも実施したいという経費を折り込んでの増額となっております。

87ページ、7款から商工費になります。88ページをお願いいたします。19節負担金補助です。町商工会に対する運営費の補助金として520万円、それと町商工業振興促進事業補助金として100万円、いずれも定額ですが、商工会に対する補助金です。商工振興促進事業は、主に出雲崎町の特産をPRする活動に要する経費の補助金ということでございます。

それと次、3目の観光費となります。90ページをお願いいたします。13節委託料の続きとなりますが、海水浴場の整備の委託で377万円計上してございます。

それと、マスメディア等活用情報発信事業委託料には500万円計上いたしました。こちらは、資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

それと、19節負担金補助です。出雲崎「美食」めぐり実行委員会、それと町船まつり協賛会負担金、こちらも資料がございますので、資料をご覧いただきたいと思います。

91ページです。同じ負担金補助で出雲崎町おけさ全国大会開催費の補助金は220万円でございます。こちらも資料がございます。

その他の町の観光協会に対しましては607万3,000円の補助金を交付することで予算を計上してございます。

4目心月輪管理費、この4目も本年度新たに目を新設したものでございます。心月輪の管理に係る経費を明確にするという目的と内容をわかりやすくということでございます。この中の大きな経費といたしましては、13節委託料、指定管理料で200万円を当初予算に計上したところでございます。

92ページをお願いいたします。5目天領の里管理費です。15節の工事請負費になります。まず、天領の里観光案内板改修工事が240万9,000円、これは町内5カ所に設置してあります案内板を改修するというものです。

それと、その下が第1駐車場のトイレ、第1駐車場にありますトイレを改修いたします。

それと、物産館、石油記念館屋根防水改修工事1,100万、これは資料がつけてございますので、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

それと、石油記念公園展示物修繕工事104万6,000円です。これは、石油公園内にあります鉾夫の像と石油貯留窯の修繕を行うというものの工事費でございます。

あと、天領の里空調設備改修工事661万円は資料がございますので、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

それと、6目陽だまり館管理費です。こちらも13節委託料、この陽だまり館も指定管理に指定しておりますので、指定管理料311万5,000円を計上しているところであります。

8款からが土木費となります。94ページをお願いいたします。94ページ、13節の委託料で法定外公共物管理システム更新業務委託料、これが新規に上がってございます。法定外公共物のものをデータ化されたものがございますが、システムが古くなって起動にふぐあいが出るということで、新しいシステムに更新するというものでございます。

それと、97ページお願いいたします。97ページは、2目の道路維持費になります。その18節備品購入費です。総計で3,500万円計上いたしました。内訳といたしまして、除雪ドーザ、小型除雪機各1台です。内容につきましては、資料に詳細の資料等のくだりもついてございますので、ご覧いただきたいと思います。

3目道路新設改良費です。13節の委託料は測量設計管理業務関係の委託、15節工事請負費は道路新設で、ここにありますが4路線を計上してございます。資料のほうに図面とともにござい

すので、ご確認いただきたいと思います。

98ページをお願いいたします。4目橋りょう維持費です。委託料で橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料、これは5年ごとに計画策定することになっておりまして、新年度に長寿命化修繕計画を策定いたします。250万円です。それと、橋りょう定期点検業務委託料600万円です。新年度は11橋、11の橋の点検を実施するに係る経費を計上いたしました。

5目排水路費、15節工事請負費です。これは、大門地内の排水路の整備工事の経費となっております。

99ページ、河川費です。1目河川総務費の15節工事請負費、河川改修工事、立石川、小釜谷川、山谷川、こちらも資料がついてございますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、100ページをお願いいたします。100ページは住宅費関係になります。住宅費の1目住宅管理費、13節委託料です。不動産鑑定業務委託料、これは新規で上がっております。これは、大門の町営住宅の用地、それと米田の町営住宅の用地を不動産鑑定士による底地調査を実施したいと、適正な価格を把握した上で今後の町営住宅の借地等の検討、交渉の資料としたいというものでございます。

101ページをお願いいたします。15節工事請負費に米田住宅、町営住宅、外壁改修工事、大門町営住宅除却工事、米田は4棟、大門は2棟です。こちらも資料がございますので、ご確認いただきたいと思います。

2目街なみ環境整備事業、15節工事請負費です。街なみ環境整備ということで、諏訪本町の保持の道路整備を新年度に予定をしております。

19節補助金は、街なみ整備助成金、これは5棟分、がんばる街なみ支援助成金は1件分、継続事業としての実施です。

3目住宅環境整備費です。8節の報償費で新生活支援金、今回条例改正の提案をさせていただいておりますが、そちらの関係と新定住支援金、これは各1棟分当初予算では見込んで予算計上いたしました。

続きまして、102ページをお願いいたします。19節の補助金の継続になります。町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金ということで、近居、同居等に対する補助金で、通常分は5件を含んでその他併用分を含んだ予算計上で720万円計上いたしました。

それと、崖地近接等危険住宅移転事業費補助金は1件分を想定して512万5,000円を計上しております。

9款の消防費です。常備消防につきましては、柏崎市に委託をしているところでございます。常備消防にかかる経費についての委託料が13節で1億1,420万9,000円、今年度増額分は人件費が上がったということで、柏崎市のほうからの算出に基づく委託料となっております。

2目非常備消防、これは町消防団に関する報酬等の経費がこちらに計上されております。内容は、

説明欄のとおりでございます。

3目が消防施設整備ということで、こちらも説明欄に書いてあるとおりの整備をいたします。

104ページをお願いいたします。15節の工事請負費です。新年度防火水槽を2基設置する工事分として2,650万円を当初予算で計上しております。これは岩船町地内、藤巻地内、こちらも資料がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

28節の繰出金です。これは、消火栓の修繕または設置に係る経費は簡水特会に繰り出して執行する形になってございます。その繰出金がこの節に計上してございます。

105ページからは防災対策費となります。106ページをお願いいたします。13節委託料の一番下に町ハザードマップ作成業務委託料ということで440万今年度新規で計上してございます。こちらも資料がございますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

15節工事請負費です。津波非難対策整備工事として毎年津波避難路を継続的に整備している工事費、それと防災行政無線バッテリー交換工事、これは新規です。バッテリー交換工事につきましては、資料がございますので、資料を後ほどご覧いただきたいと思います。

次、107ページから10款教育費になります。109ページをお願いいたします。3目の教育振興費です。7節賃金、臨時職員賃金510万円、これは外国語指導、それと管理指導主事に係る賃金になります。

そして、その教育相談員賃金、これは今年度新たに予算を計上したもので、これは臨床心理士の方を雇い上げて教育相談員として活躍願いたいということでございます。

8節報償費には入学祝金がございます。小学校3万円、中学校が5万円の祝金でございます。

13節委託料、学校施設長寿命化計画策定業務委託料236万5,000円、これは新規事業でございます。学校施設の長寿命化計画を専門家で委託して、計画を策定し、施設の長寿命化を図るというものでございます。

110ページをお願いいたします。19節の補助金の続きでございます。一番下のほうに高校生通学費助成、それと奨学金返還支援事業助成金が計上してございます。これは、いずれも資料がつけてございますので、一覧表のほうでご確認をいただきたいと思います。

111ページは小学校費です。1目が学校管理費です。1節報酬のほうでは学校薬剤師報酬、こちらが昨年度よりも計上した経費が上がっております。先ほどご審議いただいたとおりでございます。

7節の賃金、介助員、教育補助員の賃金1,530万円を計上してございます。これは介助員が4人、教育補助が3人に係る経費となります。

それと、続きまして、115ページをお願いいたします。115ページの上のほうは3目の学校給食費になります。学校給食費の11節の需用費、給食地場産食材料費291万7,000円がございます。これは、学校給食に地元のものということで、地元のお米、牛乳、それと新たにサザエ等を利用して給食を提供したいということで、食材費等が計上してございます。

あと、4目通学バス運行業務費では、13節委託料、通学バス運転代行、これは町所有のバス1台にかかるものでございます。

次のページ、116ページ、通学バス運行業務委託料2,175万8,000円、これは車両運行を全て委託している2台分の経費でございます。

3項からが中学校費になります。学校管理費は、小学校費と同様でございます。7節の賃金、中学校の介助員と教員補助員につきましては、介助員が1人、教員補助員が2人です。昨年度よりも1人増員をして予算を計上してございます。

それと、118ページ、2目の教育振興費です。8節報償費、新たなものとしたしまして部活動指導員報償22万4,000円計上してございます。中学生の部活動の指導員をお願いしたいと、その方に対する報償で、これは野球部の指導をする方1人分を想定して予算を編成してございます。

120ページをお願いいたします。3目学校給食費になります。11節需用費、給食地場産食材料費235万7,000円、これは小学校と同様にお米、サザエ、牛乳等を中学校の皆さんにも食材として利用したいというものでございます。

121ページからが社会教育費になります。1目社会教育総務費では8節報償費の一番下段でございますが、日本遺産認定記念講演会講師謝金30万円を計上いたしました。日本遺産として北前船関係の遺産が認定される見込みでございますので、それを記念した講演を計画しております。

また、9節の旅費の中に北前船のフォーラム等への参加をする経費も含んで旅費を計上してございます。

122ページをお願いいたします。11節の続きで印刷製本費ですが、これが昨年よりも経費が上がっております。北国街道出雲崎宿のパンフレットを作成したいというふうなことで、増額をしております。

13節委託料、放課後子ども教室実施委託料112万円です。これは、本年度に続いて英語教室の実施を委託するというものでございます。

19節負担金、123ページの一番下のほうになります。北前船日本遺産推進協議会への負担金10万円、これが新たに新年度に計上されております。

あと、127ページをお願いいたします。127ページ、5目北国街道妻入り会館管理費になります。13節委託料、指定管理料といたしまして272万円を当初予算に計上いたしました。

6目良寛記念館管理費です。良寛記念館関係の経費はこちらのほうに計上してございます。

129ページをおめぐりください。129ページ、委託料の続きになります。良寛書画展会場設営等委託料246万円を計上しました。倉敷、埼玉県等に出向いての書画展で、こちらも資料がございます。資料をご確認いただきたいと思っております。

その下の良寛記念館集客事業委託料150万、これは新規の事業として計上しました。集客事業を委託したいというものでございます。

続きまして、131ページ、体育施設関係です。15節の工事請負費、町民体育館屋上防水改修工事4,860万円計上しました。こちらも資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

あと、野球場のトイレの塗装工事、こちらも当初で計上しております。

続きまして、132ページをお願いします。野球場関係で、高圧引き込みケーブルの更新、それと町民プールのウォータースライダーが経年でかなり使用できない状態になっているので、その修繕工事をする経費として445万円を計上してございます。

18節の備品です。屋外用時計は多目的運動場、ミスト扇風機は町民プール、ロッカーは、これは町民プールのロッカーが、これもかなり古くて使用できないような状態のものもあるということで192万9,000円計上させていただいております。

11節は公債費、元金と利子の返還でございます。

歳出予算は以上でございます。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。ページは、11ページをお願いいたします。歳入予算、1款町税です。まず、町民税です。町民税につきましては、個人町民税については今年度よりも下がるであろうと、法人については今年度よりも増額するであろうという見込みに基づきまして、予算を計上いたしました。

2項の固定資産税でございます。これが前年度と比較して2,601万4,000円の増額予算となっております。これは、エコパークいずもさき第3期工事の完了に伴いまして、エコパークの償却資産を見込んでの予算計上となっております。これにつきましては、実際に賦課した段階でまた補正等に対応することもあろうかと思いますが、当初ベースではこの程度を見込んでの増額予算を入れてございます。

それと、13ページ、2款で地方譲与税関係がございます。譲与税、交付金等につきましては、地方財政計画の伸び率等を参考に見積額を計上しているところでございます。

それと、14ページの3項で森林環境譲与税、これが新たに新設されたものでございます。これは、全額基金に積み立てるという形の予算編成となっております。

15ページ、真ん中6款で地方消費税交付金がございます。この地方消費税交付金400万円の伸びとなっておりますが、これも国の地財計画の伸び率を参考にしていると思うのでございますが、新年度においてはまだそんなに影響が大きく出ないだろうというふうな国の見込みを参考にいたしまして、400万円の増という形で地方消費税交付金を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。9款の地方特例交付金の2項で子ども・子育て支援臨時交付金、これは項目予算を計上させていただいております。国のほうでは幼児教育の無償化を今年度予算組みをしたということでございますが、まだ具体的な算出方法等が十分把握し切れないところがございましたので、当初予算段階では前年度並みの予算編成をして、国のほうの制度が示された段階で補正予算の対応とさせていただきたいと。これは、歳入歳出とも同様の考え方で幼児教育関係の予

算は組んでございます。よろしくお願ひいたします。

17ページ、10款地方交付税でございます。本町の大層の歳入を占めるものでございます。当初予算計上では例年見積額から一定の留保額を控除して、当初予算に計上しております。新年度は、今年度よりも厳しいという見込みが国から示されております。ですが、諸般の事情を考慮いたしまして、留保額を圧縮して当初予算計上額を2,000万円ほど増額して予算を編成をさせていただきました。これは、交付決定に基づきまして補正をするというものと、一定のものについては留保してございます。

12款の電源立地地域対策交付金は、例年のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。18ページに2節に電源立地地域対策交付金がございます。こちらの地域交付金につきましては、天領の里の防水シート、それと防災無線のバッテリーの工事費に充当しております。

それと、3節の大規模発電用施設の補助金につきましては、体育館の防水工事の事業費に充てております。

13款の分担金以降は歳出に予算に基づいて所定の割合の分担金を徴収する経費となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。15款国庫支出金、そして16款県支出金につきましては、補助対象事業費に応じて定められた補助率負担金を乗じた額を見積もっております。

25ページをお願いいたします。25ページ、2項の県補助金の8目に環境整備事業交付金がございます。これは、県のエコパークいずもさき第3期処分場周辺整備事業に充てる交付金として県から交付を受けるものでございます。これまで1億5,000万円の交付を受けておりましたが、新年度につきましては1億円の交付ということでございます。27年度から始まっている交付金でございます。新年度は5,000万円減額となっております。

あと、29ページをお願いいたします。29ページ、18款寄附金です。ふるさと納税寄附金ということで2,000万円前年度よりも1,500万円増額しましたが、実績を踏まえまして、目標額を定めて寄附金を見込んで計上をいたしました。

19節の繰入金です。財政調整基金につきましては、当初で2億2,000万円の繰り入れをしております。今年度30年度においてある程度の額の繰り戻しができるという見込みが立っておりますので、この繰り入れを計上しても年度末は15億円以上は確保できるものというふうに見込んでおります。

それと、35ページをお願いいたします。22款が町債でございます。こちらの節のところに掲げてあります事業に対しまして起債を起こしてやるもので、新年度は2億2,880万円の起債を予定してございます。

歳入歳出予算は以上でございます。

あと、予算書といたしましては、135ページからが給与明細書になっております。それと、144ペ

ージが債務負担行為の調書、145ページが地方債の年度末残高でございます。ちなみに、この予算どおりにやりますと平成31年度末の地方債残高が34億1,900万円余となります。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） 次に、議案第32号から議案第34号についてお願いをいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

国保特会予算につきましてお願いいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の15ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。

次、17ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。一般被保険者療養給付費は、被保険者数は減少するものの、高齢者の療養給付費の増加や高度医療等によりまして1人当たりの給付費が増加するものとして予算を計上しております。

18ページをお願いいたします。退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の資格適用の終了によりまして被保険者数が減少することから、大きく減額しております。

次、21ページをお願いいたします。3款の保険事業費納付金には、県に支払うための納付金として医療給付費分、それから後期高齢者支援金等分、それから介護納付金分の予算を計上しております。

23ページをお願いいたします。4款の保健事業費には特定健診、特定保健指導に要する経費、また疾病予防といたしましてCKD対策事業経費、人間ドック検診委託料等を計上しております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象に1人当たり2万円の助成をいたします。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。7ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、議案第12号でご審議いただきます改正後の税率で予算計上をしております。算定方法等につきましては、議会資料75ページのとおりとなっております。

次に、10ページをお願いいたします。6款県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定検診に対する特別交付金が交付されます。

11ページをお願いします。8款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しております。1節から4節までは、法定内繰り入れとなります。低所得者に対する保険税の軽減分、それから年齢や所得構成等の基準により繰り入れるものです。

なお、法定外の繰入金は前年度と同じく予算計上はしておりません。

次、12ページをお願いいたします。2項の財政調整基金からは800万円を繰り入れ、国保税の引き上げを緩和することにしております。これによりまして、平成31年度末の基金残高は6,865万円となる見込みです。

なお、国保の特別会計の収支状況につきましては、議会資料の77ページ以降でございますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護特会予算について説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書の48ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

次、51ページをお願いいたします。2款の保険給付費には、介護サービス費等として介護保険から給付される経費を計上しております。平成31年度の介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設サービス給付費は減少するものの、地域密着型介護サービス給付費は増加を見込んでおります。

52ページをお願いいたします。介護予防サービス給付費は若干の増額となっております。

次、55ページをお願いいたします。4款の地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しております。1項の介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費になります。

その下の2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、包括支援センターの委託等に要する経費を計上しております。

また、56ページ、下のほうの4目になりますが、生活支援体制整備事業費にはコーディネーターの賃金と協議体委員の報償費等を計上しております。

58ページをお願いいたします。4項の一般介護予防事業費には八手地区に開設する新しい居場所、八手の茶の間に関する経費を計上しております。

なお、八手の茶の間の概要につきましては、議会資料69ページでございますので、参考にしてください。

次に、歳入予算を申し上げます。41ページをお願いいたします。1款の保険料ですが、介護保険の保険料率は3年ごとに見直すこととされており、平成31年度は前年度と同率となっております。

なお、第1号被保険者数は前年度より14人の減となっております。

42ページをお願いいたします。3款国庫支出金の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対しまして居宅分については20%、施設分は15%の負担率となっております。

それから、43ページ、4款の支払基金交付金のうち、介護給付費交付金の負担割合は、給付費の27%となっております。

44ページをお願いいたします。5款の県支出金のうち、介護給付費県負担金は、給付費に対しまして居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

45ページの7款繰入金のうち、1項の一般会計からの介護給付費繰入金は、給付費の12.5%の負担割合となっております。

また、46ページ、2項の基金繰入金は720万円を計上しております。これによりまして平成31年度末の基金残高は7,820万3,000円となる見込みです。

介護特会予算につきましては以上です。

次に、後期高齢者医療特会予算につきまして説明をさせていただきます。歳出予算から申し上げます。78ページをお願いいたします。3款の後期高齢者医療広域連合納付金は5,904万3,000円で、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、保険給付費の増加によりまして前年度より200万円ほど増額となっております。

次に、歳入予算74ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料は4,267万6,000円を計上しております。前年度より約400万円の増額となっております。後期高齢者医療保険料につきましては2年ごとに見直すこととされており、平成30年度から保険料率の引き上げを行っておりまして、現在均等割額は3万6,900円、所得割率は7.4%となっております。

それから、75ページをお願いいたします。3款の一般会計からの繰入金は、保険基盤安定化及び事務費に係る繰入金となっております。

補足は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午後 3時17分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

○議長（仙海直樹） 次に、議案第35号から議案第39号についてお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） では、議案第35号、簡水会計について補足説明させていただきます。

簡易水道事業では、常楽寺配水池からの配水管移設、更新や、引き続き老朽化した管路の更新事業を実施いたします。主な内容でございます。歳出の92ページをお願いいたします。1款1項総務管理費では、主に料金の徴収に係る費用を計上しております。

93ページですけれども、2款1項水道管理費も施設の維持管理に係る費用でございます。

その中で、94ページ、13節委託料の一番下、簡易水道水利検討業務委託料を計上いたしました。これにつきましては、駅前地区の水質硬度の解消を検討する委託料でございます。

続きまして、95ページ、3款1項1目配水管布設整備費の13節は、常楽寺地内、米田地内の水道管に係る設計監理委託料になります。

15節管路工事費につきましては、圃場整備に伴う市野坪地内の配水管移設、常楽寺配水池からの配水管更新、米田地内の老朽管更新を計上しております。

2目取水施設整備費の工事請負費は、神条1号浄水場、小木浄水場のろ過機のろ材交換になります。

歳入につきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、起債などを計上してございます。

簡水は以上でございます。

続きまして、議案第36号、特生排会計について補足説明をさせていただきます。31年度は、浄化槽の維持管理費や起債の償還に係る費用を計上しており、例年とほぼ同様の予算構成となっております。今年度、30年度に比べまして起債償還額が減少しておりますので、予算額も相対して減額となっておりますのでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第37号、農業集落排水事業でございます。歳出125ページをお願いいたします。2款1項1目維持管理費の13節、一番下に集落排水地区統合検討業務委託料を計上してございます。30年度につきましては、松本地区を出雲崎地区に統合できるかという検討業務を実施いたしました。処理槽の容量、そのほかの条件から統合可能の結果を得ております。31年度につきましては、この実施に向けまして、設計業務、国道116または島崎川への占用の事前協議に係る費用計上いたしました。そのほかにつきましては、例年とほぼ同様の予算構成でございます。

農排につきましては以上でございます。

続きまして、議案第38号、下水道事業特別会計でございます。歳出、147ページをお願いいたします。2款1項1目維持管理費の13節委託料の下から3番目、下水道管渠清掃業務委託料でございます。およそ7年間に1周する頻度で毎年実施してまいりました。下水道法の改正によりまして主要な管渠について5年に1度の点検、清掃が義務づけられたものでございます。主要な管渠と申しますと、久田浄化センターから尼瀬に通ずる管路、または井鼻から下小竹に上がりまして、立石、稲川を經由して八手の改善センターまでの管路、この管路を5年に1遍に義務づけられましたので、31年度につきましては例年を上回る委託料を計上してございます。

委託料の一番下、ストックマネジメント対策委託料を新たに計上しております。平成26年度から実施し、30年度で終了いたします久田浄化センターの長寿命化対策事業にかかわるものであります。31年度につきましては、電気施設に係る実施設計費を交付金、起債を財源として実施いたします。このほか、維持管理費、起債の償還を経費計上してございます。

下水道会計は以上でございます。

続きまして、議案第39号、宅造会計でございます。平成31年度はひがし団地の分譲販売に係る不動産売り払い収入を計上いたしました。全20区画中約半分の区画の収入を見込んでおります。

予算書歳出、164ページをご覧ください。1款1項1目住宅管理費の18節の備品購入費でひがし団地用のごみ収集箱を準備いたします。

また、2目住宅団地事業費では団地広告宣伝関係の費用を計上しております。資料の73ページに

概要を掲載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第39号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第39号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

○議長（仙海直樹） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午後 3時37分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時38分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長互選

○議長（仙海直樹） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に加藤修三議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（仙海直樹） 議案第31号から議案第39号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承お願いいたします。

◎議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（仙海直樹） 日程第45、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価委員会委員をお願いしております山田廣行氏が本年3月21日をもってその任期が満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いいたしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

（午後 3時39分）